

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 【表紙】       |                                    |
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                             |
| 【提出日】      | 平成24年4月16日                         |
| 【計算期間】     | 第17特定期間（自 平成23年7月16日 至 平成24年1月16日） |
| 【ファンド名】    | 世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）                  |
| 【発行者名】     | T & D アセットマネジメント株式会社               |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 藤瀬 宏                       |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区海岸一丁目2番3号                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 岩松 覚                               |
| 【連絡場所】     | 東京都港区海岸一丁目2番3号                     |
| 【電話番号】     | 03-3434-6630                       |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                        |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）（ただし、愛称として「プライム コレクション」という名称を用いることがあります。以下「当ファンド」といいます。）は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

| 単位型・追加型      | 投資対象地域     | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|--------------|------------|-------------------|
| 単位型投信        | 国 内        | <b>株 式</b>        |
|              | <b>海 外</b> | 債 券               |
| <b>追加型投信</b> |            | 不動産投信             |
|              | 内 外        | その他資産             |
|              |            | 資産複合              |

##### **追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### **海外**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### **株式**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--------|------|--------|------|-------|
|--------|------|--------|------|-------|

|                                          |                   |                          |                  |           |
|------------------------------------------|-------------------|--------------------------|------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                  | 年1回               | <b>グローバル<br/>(日本を除く)</b> |                  |           |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性 | 年2回<br><b>年4回</b> | 日本<br>北米<br>欧州           | <b>ファミリーファンド</b> | あり        |
| 不動産投信                                    | 年6回<br>(隔月)       | アジア<br>オセアニア             |                  |           |
| <b>その他資産<br/>(投資信託証券(株式))</b>            | 年12回<br>(毎月)      | 中南米                      | ファンド・オブ・ファンズ     | <b>なし</b> |
| 資産複合                                     | 日々                | アフリカ                     |                  |           |
|                                          | その他               | 中近東<br>(中東)<br>エマージング    |                  |           |

**その他資産（投資信託証券（株式））**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

**年4回**

目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル（日本を除く）**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

## ■ 長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

主として、マザーファンドを通じて、世界主要国（日本を除く）の金融商品取引所に上場されている企業の株式およびそれに準ずる株式に投資し、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

## ■ 銘柄を30～50程度に絞り込みポートフォリオを作成します。

株式への投資にあたっては、T&Dアセットマネジメントが会社のブランド力、市場シェア、収益性、財務内容等を考慮し、ユニバースを決定します。その後、ボトムアップによる企業分析と一貫性のある定量的手法を用い、銘柄を30～50程度に絞り込みます。

## ■ 原則として、毎決算日（3ヵ月毎）に収益の分配を行います。

毎決算時（1、4、7、10月の各15日、休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ 原則として、為替ヘッジは行いません。

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ● ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルがファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。

当ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、世界の個人投資家の資産運用や機関投資家、政府系機関の資金運用を行っております。国内外の株式や債券、為替、その他代替投資も含め、様々な運用を提供しております。

### 外国株投資の入門編として

#### ○ 世界的に知名度が高い銘柄に投資します。

当ファンドは世界的に知名度が高い海外の優良企業に投資します。外国株投資の第一歩としてお考えいただけます。

#### ○ 投資対象の組入銘柄を月次で全て開示しています。

全組入銘柄をマンスリーレポートで開示することにより、ファンドの透明性確保に努めています。（マンスリーレポートは委託会社のホームページにてご覧いただけます。  
<http://www.tdasasset.co.jp/>）

### 一流企業には一流企業である理由があります。

#### ○ 世界的な厳しい競争を勝ち抜いた“勝ち組”企業に投資

海外の優良企業は、世界的マーケットのなかで厳しい競争を勝ち抜いた企業です。それゆえ、収益および財務体質は一般に盤石であるといえるでしょう。当ファンドは、こうした世界で一流の“勝ち組”企業のなかから銘柄を厳選し集中的に投資するファンドです。強い企業がより強くなる成長ステージを捉え、安定した収益の確保をめざします。

## ● 運用プロセス

### 初期スクリーニング

MSCI-KOKUSAIインデックス銘柄を中心にスクリーニング

- ・世界的に商品やサービスのブランド力および知名度が高い企業
- ・当該商品やサービスの分野で高い競争力を今後も維持しつづける可能性のある企業

### 投資ユニバースの構築

下記要件の分析を重視し200～300銘柄にスクリーニングし、投資ユニバースを決定

- ・財務の安定性
- ・利益成長の確実性
- ・利回り水準

### モデルポートフォリオの構築

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルによる助言

#### 投資対象企業リストの構築

投資ユニバースから、グローバル・ネットワークを活用したボトムアップ調査に基づいて長期的な収益成長力を有すると考えられる銘柄群から構成される投資対象企業リストを構築。

#### 組入銘柄の選択および組入比率の決定

投資対象企業リストから主に企業業績予想モデルによる分析および定量的なバリュエーション分析に基づいて組入銘柄を抽出し、当該銘柄に対する確信度およびポートフォリオ全体の定量的なリスク指標によるリスク管理に基づいて各銘柄の組入比率を決定。

30～50銘柄程度からなるポートフォリオを構築

### 最終ポートフォリオの構築

※MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。

当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

※当該指標は当ファンドの運用目標ではありませんが、運用報告書等における運用成果分析のための参考指数として用いることがあります。

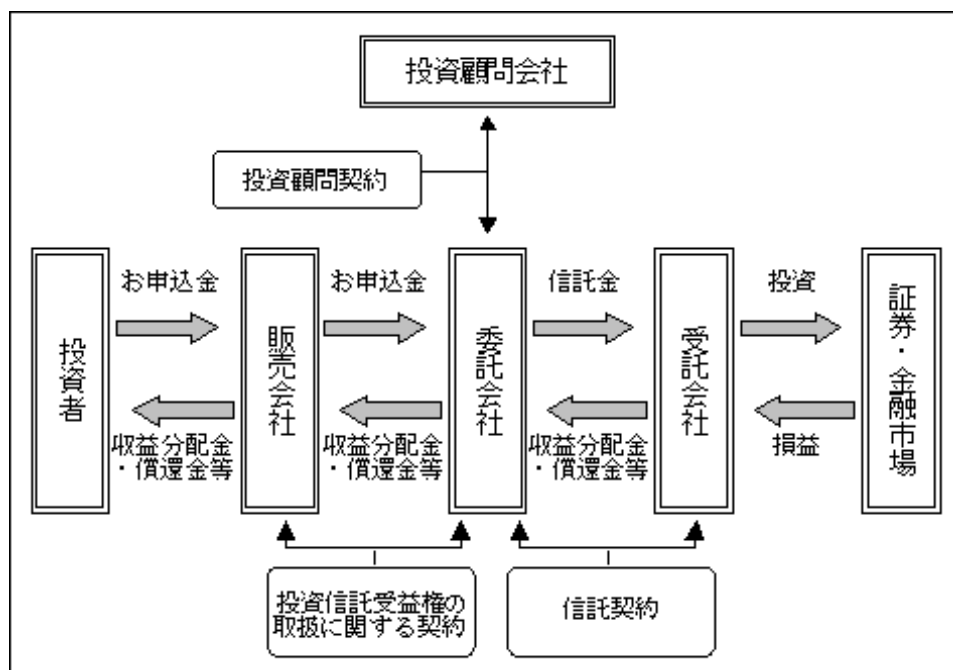
信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## （２）【ファンドの沿革】

平成15年9月1日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み図



### ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

ただし、ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うことができます。

また、当ファンド以外のファンドが、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合もあります。



委託者（以下「委託会社」ということがあります。）およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

#### a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

#### b. 受託会社

野村信託銀行株式会社

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

#### c. 販売会社

販売会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、

委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

d. 投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

投資顧問会社は、委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、ファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。

投資顧問会社は変更される場合があります。

委託会社の概況

a. 資本金

平成24年2月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立

同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

平成9年12月1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

平成11年2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

平成11年4月1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

平成14年1月24日 投資顧問業者の登録

平成14年6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

平成14年7月1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

平成18年8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

平成19年3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

平成19年9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、

投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成24年2月末日現在

| 株主名               | 住所             | 所有株数       | 所有比率 |
|-------------------|----------------|------------|------|
| 株式会社T & Dホールディングス | 東京都港区海岸一丁目2番3号 | 1,082,500株 | 100% |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

主として、世界優良株マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、世界主要国の金融商品取引所に上場されている企業の株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に実質的に投資を行い、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本とします。

実質外貨建資産の為替変動リスクについては、外国為替市場の急変などにより委託会社が必要と認めた場合を除き、原則としてヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### （2）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- (1) 有価証券
  - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）
  - (3) 金銭債権
  - (4) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
  - (2) 国債証券
  - (3) 地方債証券
  - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - (5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
  - (6) 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - (7) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - (8) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - (9) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - (10) 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - (11) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
  - (12) コマーシャル・ペーパー
  - (13) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
  - (14) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - (19) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - (20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書および(14)ならびに(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(7)までの証券および(14)ならびに(17)の証券または証書のうち(2)から(7)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

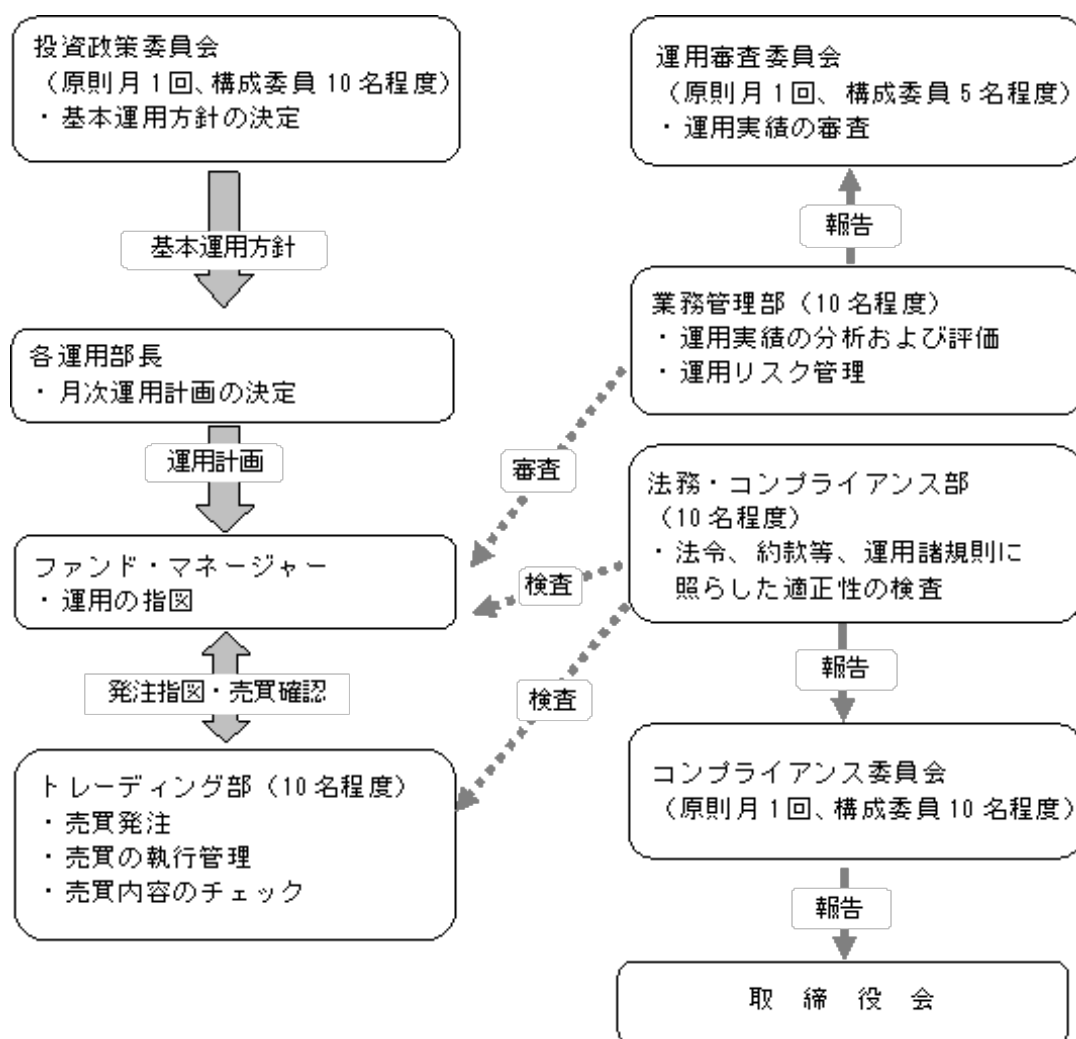
委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### （３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。

なお、当ファンド（マザーファンドを含みます。）はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルより運用に関する助言を受けております。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の決定を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## （５）【投資制限】

当ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a . 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b . 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c . 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- e . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。  
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
  - 2 . 株式分割により取得する株券
  - 3 . 有償増資により取得する株券
  - 4 . 売り出しにより取得する株券
  - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。  
(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。  
(3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの

取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- i . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- j . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (5) j に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債券の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (6) j に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとし

ます。

- l. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- m. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、換金申込に伴う支払資金の手当て（換金申込に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (2) 換金申込に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - (4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

上記のc、eおよびfならびにlにおける信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

## （参考）世界優良株マザーファンドの概要

### （1）投資方針

主として、世界主要国の金融商品取引所に上場されている企業の株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に投資し、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

株式の組入比率は高位に保つことを基本とします。

株式への投資にあたっては、「MSCI-KOKUSAI インデックス」の構成銘柄を中心に、時価総額および会社のブランド力、市場シェア、収益性、財務内容等を考慮し、投資ユニバース（実際に投資する可能性のある会社群をいいます。）を選定します。投資ユニバースは原則として6ヵ月毎に見直します。

投資ユニバースの中から、個別企業の調査情報および定量的分析に基づき、将来の収益性と比較して現在の株価が割安と判断できる銘柄を選定し、実際の投資を行います。

外貨建資産の為替変動リスクについては、外国為替市場の急変などにより委託会社が必要と認めた場合を除き、原則としてヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### （2）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (1) 有価証券
- (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンド約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、ます。）
- (3) 金銭債権
- (4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (8) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (9) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (10) 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (11) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- (12) コマーシャル・ペーパー
- (13) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (14) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、ます。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書および(14)ならびに(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(7)までの証券および(14)ならびに(17)の証券または証書のうち(2)から(7)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### （３）投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への投資には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託

財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- d . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- e . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。  
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
  - 2 . 株式分割により取得する株券
  - 3 . 有償増資により取得する株券
  - 4 . 売り出しにより取得する株券
  - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- i . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- j . 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- k . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- l . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。  
(2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
(3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。  
(4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- m . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。  
(2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能な

ものについてはこの限りではありません。

- (3) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (5) mに規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債券の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (6) mに規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- n . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
  - 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2 . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- o . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

### 3【投資リスク】

#### （１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

#### 株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

### 為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

### カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

### 信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

### 債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

### 流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

## （２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## （３）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

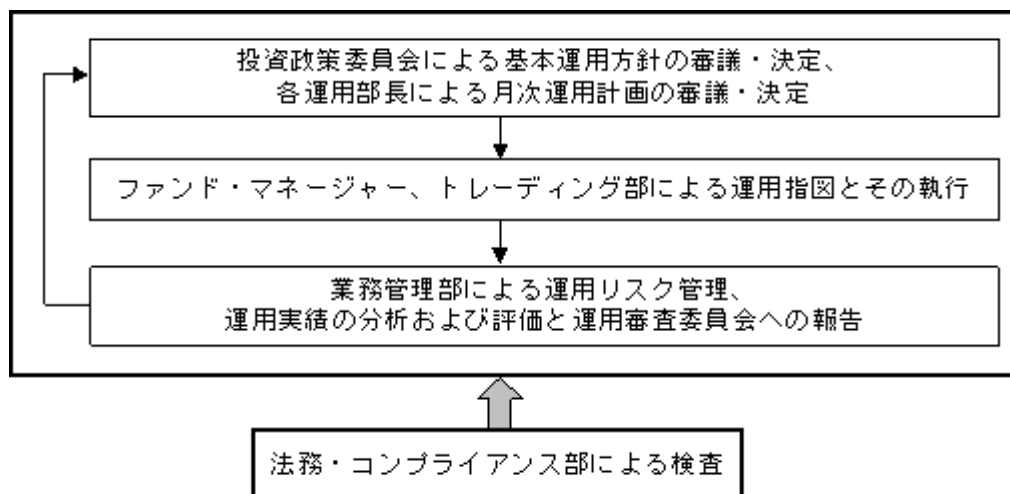
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による審議・決定を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。

- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

### （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.554%（税抜1.48%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の分配については、各販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて以下の通りとします。

（委託会社分には、投資顧問会社に支払う投資顧問料を含みます。）

| 支払先                   | 委託会社                   | 販売会社                  | 受託会社                   |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|
| 各販売会社の<br>取扱いに係る純資産総額 |                        |                       |                        |
| 100億円未満の場合            | 年0.7434%<br>(税抜0.708%) | 年0.735%<br>(税抜0.70%)  | 年0.0756%<br>(税抜0.072%) |
| 100億円以上300億円未満の場合     | 年0.7224%<br>(税抜0.688%) | 年0.756%<br>(税抜0.72%)  |                        |
| 300億円以上500億円未満の場合     | 年0.6909%<br>(税抜0.658%) | 年0.7875%<br>(税抜0.75%) |                        |
| 500億円以上の場合            | 年0.6594%<br>(税抜0.628%) | 年0.819%<br>(税抜0.78%)  |                        |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に0.00735%（税抜0.007%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、受益者が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

## （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

| 期間                       | 税率                          |
|--------------------------|-----------------------------|
| 平成24年12月31日まで            | 10%（所得税7%および地方税3%）          |
| 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7.147%および地方税3%）  |
| 平成26年1月1日以降              | 20.315%（所得税15.315%および地方税5%） |

上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

| 期間                       | 税率                  |
|--------------------------|---------------------|
| 平成24年12月31日まで            | 7%（所得税7%）           |
| 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 7.147%（所得税7.147%）   |
| 平成26年1月1日以降              | 15.315%（所得税15.315%） |

上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### （１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年2月29日現在）

| 資産の種類                 | 国名 | 時価合計（百万円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 日本 | 2,952     | 98.69   |
| コール・ローン、その他の資産（負債差引後） | 日本 | 39        | 1.31    |
| 合計（純資産総額）             | -  | 2,991     | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

### （２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年2月29日現在）

| 国名 | 種 類           | 銘 柄 名            | 数 量（口）        | 簿価単価（円）<br>簿価金額（円）      | 時価単価（円）<br>時価金額（円）      | 投資比率<br>（％） |
|----|---------------|------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 日本 | 親投資信託<br>受益証券 | 世界優良株<br>マザーファンド | 2,992,421,474 | 0.8709<br>2,606,099,862 | 0.9864<br>2,951,724,541 | 98.69       |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（平成24年2月29日現在）

| 種類        | 投 資 比 率（％） |
|-----------|------------|
| 親投資信託受益証券 | 98.69      |
| 合計        | 98.69      |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

|                            | 純資産総額<br>（分配落）<br>（単位：百万円） | 純資産総額<br>（分配付）<br>（単位：百万円） | 1口当たりの<br>純資産額<br>（分配落）<br>（単位：円） | 1口当たりの<br>純資産額<br>（分配付）<br>（単位：円） |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 第1期 特定期間<br>（平成16年1月15日現在） | 1,195                      | 1,200                      | 1.0359                            | 1.0409                            |
| 第2期 特定期間<br>（平成16年7月15日現在） | 1,659                      | 1,673                      | 1.0255                            | 1.0355                            |
| 第3期 特定期間<br>（平成17年1月17日現在） | 4,702                      | 4,770                      | 1.0277                            | 1.0427                            |

|                             |        |        |        |        |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 第4期 特定期間<br>（平成17年7月15日現在）  | 6,001  | 6,266  | 1.1006 | 1.1506 |
| 第5期 特定期間<br>（平成18年1月16日現在）  | 4,960  | 5,277  | 1.0983 | 1.1683 |
| 第6期 特定期間<br>（平成18年7月18日現在）  | 7,012  | 7,371  | 1.0280 | 1.0880 |
| 第7期 特定期間<br>（平成19年1月15日現在）  | 10,081 | 10,933 | 1.1365 | 1.2465 |
| 第8期 特定期間<br>（平成19年7月17日現在）  | 13,287 | 14,280 | 1.1682 | 1.2582 |
| 第9期 特定期間<br>（平成20年1月15日現在）  | 13,341 | 14,063 | 0.9777 | 1.0377 |
| 第10期 特定期間<br>（平成20年7月15日現在） | 10,485 | 10,616 | 0.8164 | 0.8264 |
| 第11期 特定期間<br>（平成21年1月15日現在） | 4,735  | 4,848  | 0.4513 | 0.4613 |
| 第12期 特定期間<br>（平成21年7月15日現在） | 4,999  | 5,104  | 0.4955 | 0.5055 |
| 第13期 特定期間<br>（平成22年1月15日現在） | 5,041  | 5,129  | 0.6112 | 0.6212 |
| 第14期 特定期間<br>（平成22年7月15日現在） | 4,175  | 4,255  | 0.5300 | 0.5400 |
| 第15期 特定期間<br>（平成23年1月17日現在） | 4,253  | 4,329  | 0.5679 | 0.5779 |
| 第16期 特定期間<br>（平成23年7月15日現在） | 3,665  | 3,735  | 0.5248 | 0.5348 |
| 第17期 特定期間<br>（平成24年1月16日現在） | 2,896  | 2,963  | 0.4475 | 0.4575 |
| 平成23年2月末日                   | 4,121  | -      | 0.5683 | -      |
| 平成23年3月末日                   | 4,107  | -      | 0.5768 | -      |
| 平成23年4月末日                   | 4,175  | -      | 0.5797 | -      |
| 平成23年5月末日                   | 4,022  | -      | 0.5655 | -      |
| 平成23年6月末日                   | 3,852  | -      | 0.5486 | -      |
| 平成23年7月末日                   | 3,579  | -      | 0.5135 | -      |
| 平成23年8月末日                   | 3,122  | -      | 0.4449 | -      |
| 平成23年9月末日                   | 2,916  | -      | 0.4179 | -      |
| 平成23年10月末日                  | 3,254  | -      | 0.4629 | -      |
| 平成23年11月末日                  | 3,004  | -      | 0.4295 | -      |
| 平成23年12月末日                  | 2,883  | -      | 0.4450 | -      |
| 平成24年1月末日                   | 2,936  | -      | 0.4579 | -      |
| 平成24年2月末日                   | 2,991  | -      | 0.5051 | -      |

（注）分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

|                                 | 1口当たりの分配金（円） |
|---------------------------------|--------------|
| 第1期 特定期間（平成15年9月1日～平成16年1月15日）  | 0.0050       |
| 第2期 特定期間（平成16年1月16日～平成16年7月15日） | 0.0100       |
| 第3期 特定期間（平成16年7月16日～平成17年1月17日） | 0.0150       |
| 第4期 特定期間（平成17年1月18日～平成17年7月15日） | 0.0500       |
| 第5期 特定期間（平成17年7月16日～平成18年1月16日） | 0.0700       |
| 第6期 特定期間（平成18年1月17日～平成18年7月18日） | 0.0600       |

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 第7期 特定期間（平成18年7月19日 ～ 平成19年1月15日）  | 0.1100 |
| 第8期 特定期間（平成19年1月16日 ～ 平成19年7月17日）  | 0.0900 |
| 第9期 特定期間（平成19年7月18日 ～ 平成20年1月15日）  | 0.0600 |
| 第10期 特定期間（平成20年1月16日 ～ 平成20年7月15日） | 0.0100 |
| 第11期 特定期間（平成20年7月16日 ～ 平成21年1月15日） | 0.0100 |
| 第12期 特定期間（平成21年1月16日 ～ 平成21年7月15日） | 0.0100 |
| 第13期 特定期間（平成21年7月16日 ～ 平成22年1月15日） | 0.0100 |
| 第14期 特定期間（平成22年1月16日 ～ 平成22年7月15日） | 0.0100 |
| 第15期 特定期間（平成22年7月16日 ～ 平成23年1月17日） | 0.0100 |
| 第16期 特定期間（平成23年1月18日 ～ 平成23年7月15日） | 0.0100 |
| 第17期 特定期間（平成23年7月16日 ～ 平成24年1月16日） | 0.0100 |

## 【収益率の推移】

|                                    | 収益率（％） |
|------------------------------------|--------|
| 第1期 特定期間（平成15年9月1日 ～ 平成16年1月15日）   | 4.09   |
| 第2期 特定期間（平成16年1月16日 ～ 平成16年7月15日）  | 0.04   |
| 第3期 特定期間（平成16年7月16日 ～ 平成17年1月17日）  | 1.68   |
| 第4期 特定期間（平成17年1月18日 ～ 平成17年7月15日）  | 11.96  |
| 第5期 特定期間（平成17年7月16日 ～ 平成18年1月16日）  | 6.15   |
| 第6期 特定期間（平成18年1月17日 ～ 平成18年7月18日）  | 0.94   |
| 第7期 特定期間（平成18年7月19日 ～ 平成19年1月15日）  | 21.25  |
| 第8期 特定期間（平成19年1月16日 ～ 平成19年7月17日）  | 10.71  |
| 第9期 特定期間（平成19年7月18日 ～ 平成20年1月15日）  | 11.17  |
| 第10期 特定期間（平成20年1月16日 ～ 平成20年7月15日） | 15.48  |
| 第11期 特定期間（平成20年7月16日 ～ 平成21年1月15日） | 43.50  |
| 第12期 特定期間（平成21年1月16日 ～ 平成21年7月15日） | 12.01  |
| 第13期 特定期間（平成21年7月16日 ～ 平成22年1月15日） | 25.37  |
| 第14期 特定期間（平成22年1月16日 ～ 平成22年7月15日） | 11.65  |
| 第15期 特定期間（平成22年7月16日 ～ 平成23年1月17日） | 9.04   |
| 第16期 特定期間（平成23年1月18日 ～ 平成23年7月15日） | 5.83   |
| 第17期 特定期間（平成23年7月16日 ～ 平成24年1月16日） | 12.82  |

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （参考）世界優良株マザーファンドの状況

## （１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年2月29日現在）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（百万円） | 投資比率（％） |
|-------|------|-----------|---------|
| 株式    | アメリカ | 1,937     | 55.14   |
|       | イギリス | 422       | 12.01   |
|       | スイス  | 296       | 8.43    |
|       | ドイツ  | 114       | 3.24    |
|       | イタリア | 97        | 2.77    |

|                           |       |       |        |
|---------------------------|-------|-------|--------|
|                           | オランダ  | 96    | 2.75   |
|                           | イスラエル | 95    | 2.72   |
|                           | デンマーク | 86    | 2.45   |
|                           | キュラソー | 72    | 2.06   |
|                           | フランス  | 70    | 2.00   |
|                           | 小計    | 3,287 | 93.57  |
| コール・ローン、その他の資産<br>（負債差引後） | 日本    | 226   | 6.43   |
| 合計（純資産総額）                 | -     | 3,513 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成24年2月29日現在）

|    | 国／地域 | 種類 | 通貨      | 業種                     | 銘柄名                         | 数量<br>（株） | 簿価単価<br>（現地通貨）<br>簿価金額<br>（円） | 時価単価<br>（現地通貨）<br>時価金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|------|----|---------|------------------------|-----------------------------|-----------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 1  | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | EMC CORP/MASS               | 78,454    | 22.25<br>140,835,129          | 27.98<br>177,104,130          | 5.04            |
| 2  | スイス  | 株式 | スイスフラン  | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | NOVARTIS AG-REG             | 30,350    | 51.99<br>142,342,043          | 49.44<br>135,360,465          | 3.85            |
| 3  | イギリス | 株式 | イギリスポンド | メディア                   | REED ELSEVIER PLC           | 190,761   | 5.25<br>128,662,094           | 5.50<br>134,911,395           | 3.84            |
| 4  | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | 資本財                    | GENERAL ELECTRIC CO         | 86,400    | 18.84<br>131,328,967          | 19.16<br>133,559,608          | 3.80            |
| 5  | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | 各種金融                   | CME GROUP INC               | 5,464     | 234.50<br>103,375,929         | 290.80<br>128,194,969         | 3.65            |
| 6  | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | ソフトウェア・サービス            | MICROSOFT CORP              | 45,300    | 28.24<br>103,211,664          | 31.87<br>116,478,603          | 3.32            |
| 7  | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | 食品・飲料・タバコ              | PEPSICO INC                 | 22,550    | 64.40<br>117,165,109          | 63.32<br>115,200,228          | 3.28            |
| 8  | ドイツ  | 株式 | ユーロ     | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | BAYER AG                    | 18,759    | 52.82<br>107,655,893          | 55.84<br>113,811,153          | 3.24            |
| 9  | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | 保険                     | TRAVELERS COS INC/THE       | 23,553    | 59.57<br>113,198,252          | 58.40<br>110,974,952          | 3.16            |
| 10 | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | メディア                   | WALT DISNEY CO/THE          | 31,900    | 38.40<br>98,829,772           | 41.93<br>107,914,905          | 3.07            |
| 11 | イギリス | 株式 | イギリスポンド | 素材                     | RIO TINTO PLC               | 21,233    | 35.61<br>97,137,082           | 37.30<br>101,760,709          | 2.90            |
| 12 | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | ヘルスケア機器・サービス           | ST JUDE MEDICAL INC         | 28,900    | 37.24<br>86,830,720           | 42.65<br>99,444,957           | 2.83            |
| 13 | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | ソフトウェア・サービス            | ADOBE SYSTEMS INC           | 36,700    | 28.97<br>85,778,895           | 33.27<br>98,511,006           | 2.80            |
| 14 | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | エネルギー                  | DEVON ENERGY CORPORATION    | 16,500    | 63.10<br>83,999,982           | 73.98<br>98,483,655           | 2.80            |
| 15 | イタリア | 株式 | ユーロ     | エネルギー                  | ENI SPA                     | 51,600    | 16.29<br>91,327,278           | 17.37<br>97,382,125           | 2.77            |
| 16 | アメリカ | 株式 | ＵＳドル    | 資本財                    | HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 20,080    | 56.70<br>91,857,084           | 59.75<br>96,798,250           | 2.76            |

|    |       |    |           |                        |                                 |         |                      |                      |      |
|----|-------|----|-----------|------------------------|---------------------------------|---------|----------------------|----------------------|------|
| 17 | オランダ  | 株式 | ユーロ       | 食品・飲料・タバコ              | UNILEVER NV-CVA                 | 35,700  | 25.47<br>98,793,163  | 24.86<br>96,427,092  | 2.75 |
| 18 | イスラエル | 株式 | USドル      | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | TEVA PHARMACEUTICAL-SP<br>ADR   | 26,300  | 44.55<br>94,529,932  | 44.97<br>95,421,123  | 2.72 |
| 19 | アメリカ  | 株式 | USドル      | ソフトウェア・サービス            | GOOGLE INC-CL A                 | 1,872   | 624.99<br>94,394,089 | 618.39<br>93,397,272 | 2.66 |
| 20 | アメリカ  | 株式 | USドル      | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | THERMO FISHER<br>SCIENTIFIC INC | 19,200  | 49.35<br>76,445,913  | 57.24<br>88,667,965  | 2.52 |
| 21 | デンマーク | 株式 | デンマーククローネ | 食品・飲料・タバコ              | CARLSBERG AS-B                  | 13,550  | 418.00<br>82,749,579 | 435.00<br>86,114,992 | 2.45 |
| 22 | アメリカ  | 株式 | USドル      | 食品・飲料・タバコ              | GENERAL MILLS INC               | 25,242  | 40.64<br>82,764,358  | 38.09<br>77,571,220  | 2.21 |
| 23 | イギリス  | 株式 | イギリスポンド   | 銀行                     | HSBC HOLDINGS PLC               | 101,572 | 5.24<br>68,376,523   | 5.59<br>72,982,803   | 2.08 |
| 24 | キュラソー | 株式 | USドル      | エネルギー                  | SCHLUMBERGER LTD                | 11,375  | 67.99<br>62,396,802  | 78.78<br>72,299,163  | 2.06 |
| 25 | イギリス  | 株式 | イギリスポンド   | エネルギー                  | BG GROUP PLC                    | 35,900  | 14.53<br>67,013,420  | 15.32<br>70,680,018  | 2.01 |
| 26 | フランス  | 株式 | ユーロ       | 資本財                    | SAFRAN SA                       | 26,253  | 24.10<br>68,742,561  | 24.62<br>70,225,803  | 2.00 |
| 27 | スイス   | 株式 | スイスフラン    | 各種金融                   | UBS AG-REG                      | 60,104  | 11.38<br>61,702,153  | 12.68<br>68,750,729  | 1.96 |
| 28 | アメリカ  | 株式 | USドル      | 保険                     | PRUDENTIAL FINANCIAL<br>INC     | 13,640  | 55.89<br>61,505,558  | 61.31<br>67,470,134  | 1.92 |
| 29 | アメリカ  | 株式 | USドル      | 各種金融                   | JPMORGAN CHASE & CO             | 21,046  | 35.92<br>60,991,846  | 39.21<br>66,578,238  | 1.90 |
| 30 | スイス   | 株式 | スイスフラン    | 素材                     | SYNGENTA AG-REG                 | 2,492   | 285.40<br>64,158,867 | 295.90<br>66,519,302 | 1.89 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

#### b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成24年2月29日現在）

| 種類 | 業 種                    | 投 資 比 率（％） |
|----|------------------------|------------|
| 株式 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 12.33      |
| 株式 | 食品・飲料・タバコ              | 10.68      |
| 株式 | エネルギー                  | 10.37      |
| 株式 | メディア                   | 9.79       |
| 株式 | ソフトウェア・サービス            | 8.78       |
| 株式 | 資本財                    | 8.56       |
| 株式 | 各種金融                   | 7.50       |
| 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 6.32       |
| 株式 | 保険                     | 5.08       |
| 株式 | 素材                     | 4.79       |
| 株式 | 銀行                     | 3.57       |
| 株式 | ヘルスケア機器・サービス           | 2.83       |
| 株式 | 小売                     | 1.76       |
| 株式 | 家庭用品・パーソナル用品           | 1.19       |
| 合計 |                        | 93.57      |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

（注2）本表はBloombergのデータをもとに当社が作成しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### （４）【設定及び解約の実績】

|                                  | 設定口数          | 解約口数          |
|----------------------------------|---------------|---------------|
| 第1期 特定期間（平成15年9月1日～平成16年1月15日）   | 1,188,202,454 | 35,000,000    |
| 第2期 特定期間（平成16年1月16日～平成16年7月15日）  | 559,765,269   | 95,137,797    |
| 第3期 特定期間（平成16年7月16日～平成17年1月17日）  | 3,176,438,731 | 218,613,254   |
| 第4期 特定期間（平成17年1月18日～平成17年7月15日）  | 1,189,922,582 | 312,591,743   |
| 第5期 特定期間（平成17年7月16日～平成18年1月16日）  | 362,719,002   | 1,299,494,170 |
| 第6期 特定期間（平成18年1月17日～平成18年7月18日）  | 3,387,110,555 | 1,082,276,341 |
| 第7期 特定期間（平成18年7月19日～平成19年1月15日）  | 4,198,007,671 | 2,148,147,583 |
| 第8期 特定期間（平成19年1月16日～平成19年7月17日）  | 5,061,528,826 | 2,558,718,314 |
| 第9期 特定期間（平成19年7月18日～平成20年1月15日）  | 4,154,303,063 | 1,883,062,002 |
| 第10期 特定期間（平成20年1月16日～平成20年7月15日） | 752,134,906   | 1,553,526,384 |
| 第11期 特定期間（平成20年7月16日～平成21年1月15日） | 413,336,587   | 2,766,160,046 |
| 第12期 特定期間（平成21年1月16日～平成21年7月15日） | 677,571,753   | 1,079,802,783 |
| 第13期 特定期間（平成21年7月16日～平成22年1月15日） | 100,693,486   | 1,941,492,623 |
| 第14期 特定期間（平成22年1月16日～平成22年7月15日） | 120,202,604   | 490,706,039   |
| 第15期 特定期間（平成22年7月16日～平成23年1月17日） | 337,563,849   | 724,942,880   |
| 第16期 特定期間（平成23年1月18日～平成23年7月15日） | 194,397,915   | 701,550,869   |
| 第17期 特定期間（平成23年7月16日～平成24年1月16日） | 273,116,360   | 784,731,709   |

（注）1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### （参考）運用実績

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)の推移は税引前分配金を再投資したものと計算しています。  
 なお、基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

|          |        |
|----------|--------|
| 2012年1月  | 50円    |
| 2011年10月 | 50円    |
| 2011年7月  | 50円    |
| 2011年4月  | 50円    |
| 2011年1月  | 50円    |
| 直近1年間累計  | 200円   |
| 設定来累計    | 5,500円 |

## 主要な資産の状況

## ●組入上位銘柄

| 銘柄名(銘柄数37)    | 国    | 業種         | 比率   |
|---------------|------|------------|------|
| EMC           | アメリカ | 情報技術       | 5.0% |
| ノバルティス        | スイス  | ヘルスケア      | 3.8% |
| リード・エルゼビア     | イギリス | 一般消費財・サービス | 3.8% |
| ゼネラル・エレクトリック  | アメリカ | 資本財・サービス   | 3.8% |
| CMEグループ       | アメリカ | 金融         | 3.6% |
| マイクロソフト       | アメリカ | 情報技術       | 3.3% |
| ペプシコ          | アメリカ | 生活必需品      | 3.2% |
| バイエル          | ドイツ  | ヘルスケア      | 3.2% |
| トラバラーズ・カンパニーズ | アメリカ | 金融         | 3.1% |
| ウォルト・ディズニー    | アメリカ | 一般消費財・サービス | 3.0% |

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

## ●投資比率

|             |        |
|-------------|--------|
| 株式          | 92.3%  |
| コール・ローン、その他 | 7.7%   |
| 合 計         | 100.0% |

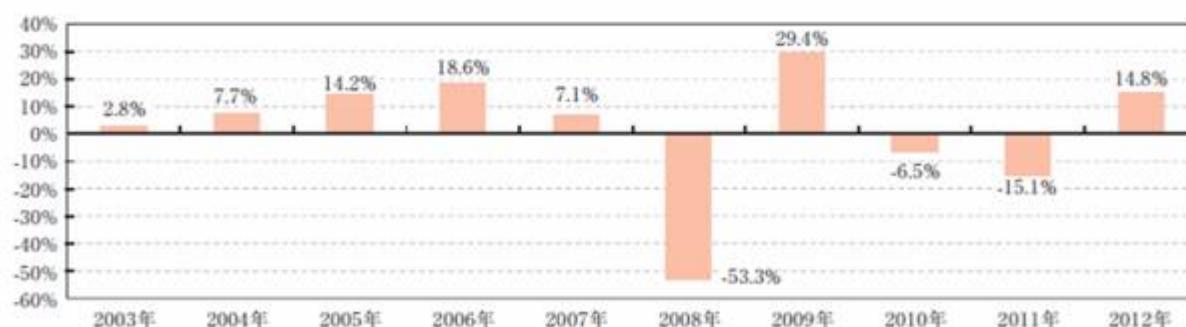
※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

## ●組入上位業種

| 業種         | 比率    |
|------------|-------|
| 金融         | 15.9% |
| ヘルスケア      | 15.0% |
| 情報技術       | 14.9% |
| 生活必需品      | 11.7% |
| 一般消費財・サービス | 11.4% |
| その他業種      | 23.4% |

※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2003年は設定日(9月1日)から年末まで、2012年は1月から2月末までの騰落率を表示。

◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。取得申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、取得申込を受付けられないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 申込不可日 >

- ・ ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日

申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することがあります。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けられないものとします。申込不可日につきましては、前述の「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして、の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### （１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

当ファンドの主な投資対象

マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

#### （２）【保管】

該当事項はありません。

#### （３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

#### （４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、および10月16日から翌年1月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### （５）【その他】

信託の終了

a．ファンドの繰上償還

(1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 委託会社は、(1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書

面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (3) (2) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - (4) (3) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1) の信託契約の解約をしません。
  - (5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (6) (3) から(5) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3) の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「 信託約款の変更 d 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

- a. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。
- b. 委託会社が投資顧問会社と締結する「投資顧問契約」の有効期限は、マザーファンドの信託終了日までですが、相手方に対する書面による通知により、契約を解除することができます。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用に係る報告等開示方法

1月および7月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

### （１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金申込が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### （２）償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金申込が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### （３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

### （４）反対者の買取請求権

前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### （５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、第17期特定期間（平成23年7月16日から平成24年1月16日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第16期 特定期間<br>（平成23年7月15日現在） | 第17期 特定期間<br>（平成24年1月16日現在） |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部            |                             |                             |
| 流動資産            |                             |                             |
| コール・ローン         | 94,839,177                  | 87,132,602                  |
| 親投資信託受益証券       | 3,620,154,060               | 2,852,565,605               |
| 未収利息            | 129                         | 119                         |
| 流動資産合計          | 3,714,993,366               | 2,939,698,326               |
| 資産合計            | 3,714,993,366               | 2,939,698,326               |
| 負債の部            |                             |                             |
| 流動負債            |                             |                             |
| 未払収益分配金         | 34,913,382                  | 32,355,305                  |
| 未払解約金           | 85,106                      | 54,537                      |
| 未払受託者報酬         | 745,605                     | 570,787                     |
| 未払委託者報酬         | 14,580,680                  | 11,162,005                  |
| その他未払費用         | 72,460                      | 55,464                      |
| 流動負債合計          | 50,397,233                  | 44,198,098                  |
| 負債合計            | 50,397,233                  | 44,198,098                  |
| 純資産の部           |                             |                             |
| 元本等             |                             |                             |
| 元本              | 6,982,676,425               | 6,471,061,076               |
| 剰余金             |                             |                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 3,318,080,292               | 3,575,560,848               |
| 元本等合計           | 3,664,596,133               | 2,895,500,228               |
| 純資産合計           | 3,664,596,133               | 2,895,500,228               |
| 負債純資産合計         | 3,714,993,366               | 2,939,698,326               |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                         | 第16期 特定期間<br>(自 平成23年1月18日<br>至 平成23年7月15日) | 第17期 特定期間<br>(自 平成23年7月16日<br>至 平成24年1月16日) |
|-------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 営業収益                    |                                             |                                             |
| 受取利息                    | 13,047                                      | 13,534                                      |
| 有価証券売買等損益               | 201,862,590                                 | 456,588,455                                 |
| 営業収益合計                  | 201,849,543                                 | 456,574,921                                 |
| 営業費用                    |                                             |                                             |
| 受託者報酬                   | 1,498,020                                   | 1,186,282                                   |
| 委託者報酬                   | 29,294,512                                  | 23,198,311                                  |
| その他費用                   | 145,579                                     | 115,276                                     |
| 営業費用合計                  | 30,938,111                                  | 24,499,869                                  |
| 営業利益                    | 232,787,654                                 | 481,074,790                                 |
| 経常利益                    | 232,787,654                                 | 481,074,790                                 |
| 当期純利益                   | 232,787,654                                 | 481,074,790                                 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額      | 3,507,122                                   | 12,685,081                                  |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）         | 3,236,480,763                               | 3,318,080,292                               |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額          | 301,554,564                                 | 424,240,288                                 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 301,554,564                                 | 424,240,288                                 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | 83,450,054                                  | 146,209,823                                 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 83,450,054                                  | 146,209,823                                 |
| 分配金                     | 70,423,507                                  | 67,121,312                                  |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）         | 3,318,080,292                               | 3,575,560,848                               |

### （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                   |                                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準      | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。                                                   |
| 3 その他             | 当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成23年7月16日から平成24年1月16日までとなっております。                          |

（追加情報）

|                                                                                                                                                         |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p style="text-align: center;">第17期 特定期間<br/>（自 平成23年7月16日<br/>至 平成24年1月16日）</p>                                                                        |  |
| <p>当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p> |  |

（貸借対照表に関する注記）

| 第16期 特定期間<br>（平成23年7月15日現在）                                           | 第17期 特定期間<br>（平成24年1月16日現在）                                           |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 特定期間の末日における受益権の総数<br>6,982,676,425口                                 | 1 特定期間の末日における受益権の総数<br>6,471,061,076口                                 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損 3,318,080,292円               | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損 3,575,560,848円               |
| 3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.5248円<br>（1万口当たり純資産額 5,248円） | 3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.4475円<br>（1万口当たり純資産額 4,475円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 期 別      | 第16期 特定期間<br>（自 平成23年1月18日<br>至 平成23年7月15日）                                                                                                                                                                                     | 第17期 特定期間<br>（自 平成23年7月16日<br>至 平成24年1月16日）                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目      |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 分配金の計算過程 | <p>平成23年1月18日から平成23年4月15日までの計算期間末における分配対象金額717,485,859円（1万口当たり1,010円）のうち、35,510,125円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>平成23年4月16日から平成23年7月15日までの計算期間末における分配対象金額676,795,159円（1万口当たり969円）のうち、34,913,382円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> | <p>平成23年7月16日から平成23年10月17日までの計算期間末における分配対象金額640,438,386円（1万口当たり921円）のうち、34,766,007円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>平成23年10月18日から平成24年1月16日までの計算期間末における分配対象金額575,097,115円（1万口当たり888円）のうち、32,355,305円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

|                           | 第16期 特定期間<br>(自 平成23年1月18日<br>至 平成23年7月15日)                                                                                                                                                                                                                                                          | 第17期 特定期間<br>(自 平成23年7月16日<br>至 平成24年1月16日) |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1 金融商品に対する取組方針            | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。<br>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                              | 同左                                          |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク   | 金融商品の内容は、有価証券、コールローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。<br>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。                                                                                                                                                         | 同左                                          |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制          | 委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。<br>市場リスクの管理<br>価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。<br>信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br>流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左                                          |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。                                                                                                                                                                           | 同左                                          |

## 金融商品の時価等に関する事項

|                     | 第16期 特定期間<br>(平成23年7月15日現在)                         | 第17期 特定期間<br>(平成24年1月16日現在) |
|---------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左                          |

|                      |                                                                                                                            |    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | 親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。<br>コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

## （関連当事者との取引に関する注記）

|                                             |                                             |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 第16期 特定期間<br>（自 平成23年1月18日<br>至 平成23年7月15日） | 第17期 特定期間<br>（自 平成23年7月16日<br>至 平成24年1月16日） |
| 該当事項はありません。                                 | 同左                                          |

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

| 項 目       | 期 別 | 第16期 特定期間<br>（自 平成23年1月18日<br>至 平成23年7月15日） | 第17期 特定期間<br>（自 平成23年7月16日<br>至 平成24年1月16日） |
|-----------|-----|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 期首元本額     |     | 7,489,829,379 円                             | 6,982,676,425 円                             |
| 期中追加設定元本額 |     | 194,397,915 円                               | 273,116,360 円                               |
| 期中一部解約元本額 |     | 701,550,869 円                               | 784,731,709 円                               |

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

第16期 特定期間（自 平成23年1月18日 至 平成23年7月15日）

| 種類        | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 親投資信託受益証券 | 290,297,092 円       |
| 合計        | 290,297,092 円       |

第17期 特定期間（自 平成23年7月16日 至 平成24年1月16日）

| 種類        | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 親投資信託受益証券 | 87,126,243 円        |
| 合計        | 87,126,243 円        |

## 3 デリバティブ取引関係

第16期 特定期間（自 平成23年1月18日 至 平成23年7月15日）

該当事項はありません。

第17期 特定期間（自 平成23年7月16日 至 平成24年1月16日）

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

## 有価証券明細表

## a．株式

該当事項はありません。

## b．株式以外の有価証券

（平成24年1月16日現在）

| 種類        | 銘柄           | 券面総額（口）       | 評価額（円）        | 備考 |
|-----------|--------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 世界優良株マザーファンド | 3,275,422,672 | 2,852,565,605 |    |
| 合計        |              | 3,275,422,672 | 2,852,565,605 |    |

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）世界優良株マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは世界優良株マザーファンド受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

## （１）貸借対照表

（単位：円）

| 科 目             | 対象年月日 | （平成23年7月15日現在） | （平成24年1月16日現在） |
|-----------------|-------|----------------|----------------|
|                 |       | 金額             | 金額             |
| 資産の部            |       |                |                |
| 流動資産            |       |                |                |
| 預金              |       | 135,136,349    | 8,466,894      |
| 金銭信託            |       | 287,968        | 395,859        |
| コール・ローン         |       | 198,332,336    | 168,899,734    |
| 株式              |       | 3,616,767,195  | 3,133,735,814  |
| 未収配当金           |       | 3,384,487      | 4,768,010      |
| 未収利息            |       | 271            | 231            |
| 流動資産合計          |       | 3,953,908,606  | 3,316,266,542  |
| 資産合計            |       | 3,953,908,606  | 3,316,266,542  |
| 負債の部            |       |                |                |
| 負債合計            |       | -              | -              |
| 純資産の部           |       |                |                |
| 元本等             |       |                |                |
| 元本              |       | 3,978,359,682  | 3,807,793,369  |
| 剰余金             |       |                |                |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） |       | 24,451,076     | 491,526,827    |
| 元本等合計           |       | 3,953,908,606  | 3,316,266,542  |
| 純資産合計           |       | 3,953,908,606  | 3,316,266,542  |
| 負債純資産合計         |       | 3,953,908,606  | 3,316,266,542  |

## （２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                       |                                                                                                                            |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法     | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。                |
| 2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。                                                        |
| 3 費用・収益の計上基準          | (1)受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。<br>(2)有価証券売買等損益、為替差損益<br>約定日基準で計上しております。 |

（追加情報）

|                                        |
|----------------------------------------|
| 対象期間<br>（自 平成23年7月16日<br>至 平成24年1月16日） |
|----------------------------------------|

対象期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

| （平成23年7月15日現在）                                                        | （平成24年1月16日現在）                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>3,978,359,682口                                 | 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>3,807,793,369口                                 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損 24,451,076円                  | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損 491,526,827円                 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.9939円<br>（1万口当たり純資産額 9,939円） | 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.8709円<br>（1万口当たり純資産額 8,709円） |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 項 目               | 対象年月日<br>（平成23年7月15日現在） | （平成24年1月16日現在）  |
|-------------------|-------------------------|-----------------|
| 期首元本額             | 4,639,154,892 円         | 3,978,359,682 円 |
| 期中追加設定元本額         | 49,374,933 円            | 320,759,432 円   |
| 期中一部解約元本額         | 710,170,143 円           | 491,325,745 円   |
| 期末元本額             | 3,978,359,682 円         | 3,807,793,369 円 |
| 元本の内訳 *           |                         |                 |
| 世界優良株ファンド（3ヵ月決算型） | 3,642,372,533 円         | 3,275,422,672 円 |
| 世界優良株ファンド（毎月決算型）  | 281,539,855 円           | 532,370,697 円   |
| 世界優良株ファンド（ラップ向け）  | 54,447,294 円            | - 円             |
| 合計                | 3,978,359,682 円         | 3,807,793,369 円 |

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成23年1月18日 至 平成23年7月15日）

| 種類 | 貸借対照表計上額        | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-----------------|-------------------|
| 株式 | 3,616,767,195 円 | 138,238,626 円     |
| 合計 | 3,616,767,195 円 | 138,238,626 円     |

（自 平成23年7月16日 至 平成24年1月16日）

| 種類 | 貸借対照表計上額        | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-----------------|-------------------|
| 株式 | 3,133,735,814 円 | 118,420,776 円     |
| 合計 | 3,133,735,814 円 | 118,420,776 円     |

3 デリバティブ取引関係

（自 平成23年1月18日 至 平成23年7月15日）

該当事項はありません。

（自 平成23年7月16日 至 平成24年1月16日）

該当事項はありません。

### （３）附属明細表

#### 有価証券明細表

##### a . 株式

（平成24年1月16日現在）

| 通貨          | 銘柄                           | 株式数        | 評価額    |                 | 備考 |
|-------------|------------------------------|------------|--------|-----------------|----|
|             |                              |            | 単価     | 金額              |    |
| USドル        | ADOBE SYSTEMS INC            | 39,800.00  | 28.97  | 1,153,006.00    |    |
|             | HONEYWELL INTERNATIONAL INC  | 21,780.00  | 56.70  | 1,234,926.00    |    |
|             | JPMORGAN CHASE & CO          | 22,846.00  | 35.92  | 820,628.32      |    |
|             | CISCO SYSTEMS INC            | 30,200.00  | 19.06  | 575,612.00      |    |
|             | WALT DISNEY CO/THE           | 34,500.00  | 38.40  | 1,324,800.00    |    |
|             | EMC CORP/MASS                | 84,654.00  | 22.25  | 1,883,551.50    |    |
|             | DISH NETWORK CORP-A          | 20,979.00  | 28.75  | 603,146.25      |    |
|             | GENERAL MILLS INC            | 27,342.00  | 40.64  | 1,111,178.88    |    |
|             | GENERAL ELECTRIC CO          | 93,700.00  | 18.84  | 1,765,308.00    |    |
|             | JOHNSON CONTROLS INC         | 18,800.00  | 35.05  | 658,940.00      |    |
|             | DEVON ENERGY CORPORATION     | 17,900.00  | 63.10  | 1,129,490.00    |    |
|             | LOWE'S COS INC               | 30,000.00  | 26.32  | 789,600.00      |    |
|             | MICROSOFT CORP               | 49,100.00  | 28.24  | 1,386,584.00    |    |
|             | PEPSICO INC                  | 24,450.00  | 64.40  | 1,574,580.00    |    |
|             | US BANCORP                   | 24,500.00  | 29.03  | 711,235.00      |    |
|             | ST JUDE MEDICAL INC          | 31,300.00  | 37.24  | 1,165,612.00    |    |
|             | TRAVELERS COS INC/THE        | 22,053.00  | 59.39  | 1,309,727.67    |    |
|             | SCHLUMBERGER LTD             | 12,475.00  | 67.99  | 848,175.25      |    |
|             | WELLPOINT INC                | 9,678.00   | 71.91  | 695,944.98      |    |
|             | PRUDENTIAL FINANCIAL INC     | 11,440.00  | 55.25  | 632,060.00      |    |
|             | TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR   | 28,400.00  | 44.55  | 1,265,220.00    |    |
|             | THERMO FISHER SCIENTIFIC INC | 20,800.00  | 49.35  | 1,026,480.00    |    |
|             | CME GROUP INC                | 5,854.00   | 234.50 | 1,372,763.00    |    |
|             | GOOGLE INC-CL A              | 2,072.00   | 624.99 | 1,294,979.28    |    |
|             | VIRGIN MEDIA INC             | 30,100.00  | 23.51  | 707,651.00      |    |
|             | WEATHERFORD INTL LTD         | 21,100.00  | 15.25  | 321,775.00      |    |
|             | 小計                           |            |        | 27,362,974.13   |    |
|             | （邦貨換算）                       |            |        | (2,102,844,561) |    |
| イギリス<br>ボンド | HSBC HOLDINGS PLC            | 59,772.00  | 5.04   | 301,669.28      |    |
|             | RIO TINTO PLC                | 23,033.00  | 35.61  | 820,205.13      |    |
|             | BG GROUP PLC                 | 38,900.00  | 14.53  | 565,217.00      |    |
|             | RECKITT BENCKISER GROUP PLC  | 10,400.00  | 33.10  | 344,240.00      |    |
|             | REED ELSEVIER PLC            | 155,461.00 | 5.22   | 811,506.42      |    |
|             | 小計                           |            |        | 2,842,837.83    |    |
|             | （邦貨換算）                       |            |        | (334,175,586)   |    |
| スイスフラン      | SYNGENTA AG-REG              | 2,692.00   | 285.40 | 768,296.80      |    |
|             | ZURICH FINANCIAL SERVICES AG | 2,600.00   | 218.70 | 568,620.00      |    |
|             | NOVARTIS AG-REG              | 21,750.00  | 53.00  | 1,152,750.00    |    |
|             | UBS AG-REG                   | 65,204.00  | 11.38  | 742,021.52      |    |
|             | 小計                           |            |        | 3,231,688.32    |    |
|             | （邦貨換算）                       |            |        | (260,215,543)   |    |
| デンマーク       | CARLSBERG AS-B               | 14,750.00  | 418.00 | 6,165,500.00    |    |

|      |                 |              |       |                               |  |
|------|-----------------|--------------|-------|-------------------------------|--|
| クローネ | 小計<br>（邦貨換算）    |              |       | 6,165,500.00<br>(80,583,085)  |  |
| ユーロ  | BAYER AG        | 20,359.00    | 52.82 | 1,075,362.38                  |  |
|      | ENI SPA         | 56,000.00    | 16.29 | 912,240.00                    |  |
|      | SAFRAN SA       | 28,453.00    | 24.10 | 685,859.56                    |  |
|      | UNILEVER NV-CVA | 38,800.00    | 25.47 | 988,236.00                    |  |
|      | 小計<br>（邦貨換算）    |              |       | 3,661,697.94<br>(355,917,039) |  |
|      | 合計<br>（邦貨換算）    | 1,273,997.00 |       | (3,133,735,814)               |  |

## b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 有価証券明細表注記

| 通貨        | 銘柄数      | 組入<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|-----------|----------|------------|----------------|
| USドル      | 株式 26 銘柄 | 63.41%     | 67.11%         |
| イギリスポンド   | 株式 5 銘柄  | 10.08%     | 10.66%         |
| スイスフラン    | 株式 4 銘柄  | 7.85%      | 8.30%          |
| デンマーククローネ | 株式 1 銘柄  | 2.43%      | 2.57%          |
| ユーロ       | 株式 4 銘柄  | 10.73%     | 11.36%         |

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成24年2月29日

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 資産総額             | 2,997,192,926円 |
| 負債総額             | 6,240,868円     |
| 純資産総額（ - ）       | 2,990,952,058円 |
| 発行済数量            | 5,921,478,131口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 0.5051円        |

### （参考）世界優良株マザーファンド

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 資産総額             | 3,512,587,500円 |
| 負債総額             | - 円            |
| 純資産総額（ - ）       | 3,512,587,500円 |
| 発行済数量            | 3,560,907,257口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 0.9864円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### 1．名義書換についての手続、取扱場所等

該当事項はありません。

### 2．受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### 5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 平成24年2月末日現在の資本金の額 | 11億円       |
| 会社が発行する株式の総数      | 2,294,100株 |
| 発行済株式総数           | 1,082,500株 |

##### （2）会社の機構

###### 経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a．基本運用方針、月次運用計画の決定

- ・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

###### b．運用の実行

- ・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は平成24年2月末日現在、137本であり、その純資産総額の合計は1,240,480百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

| 種類         | 本数   | 純資産額         |
|------------|------|--------------|
| 追加型株式投資信託  | 124本 | 1,178,578百万円 |
| 単位型株式投資信託  | 4本   | 24,157百万円    |
| 追加型公社債投資信託 | 1本   | 19,891百万円    |
| 単位型公社債投資信託 | 8本   | 17,854百万円    |
| 合計         | 137本 | 1,240,480百万円 |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は平成22年9月30日付の内閣府令第45号により改正されておりますが、第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第31期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第31期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第32期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

|               |          | 第30期<br>(平成22年3月31日現在) |            |            | 第31期<br>(平成23年3月31日現在) |            |            |
|---------------|----------|------------------------|------------|------------|------------------------|------------|------------|
| 区分            | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円)             | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) | 内訳<br>(千円)             | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) |
| (資産の部)        |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 流動資産          |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 1. 預金         |          |                        | 5,562,429  |            |                        | 5,702,490  |            |
| 2. 前払費用       |          |                        | 66,485     |            |                        | 64,158     |            |
| 3. 未収入金       | 1        |                        | 86,135     |            |                        | 1,771      |            |
| 4. 未収委託者報酬    |          |                        | 986,984    |            |                        | 822,206    |            |
| 5. 未収運用受託報酬   |          |                        | 875,927    |            |                        | 593,956    |            |
| 6. 繰延税金資産     |          |                        | 172,028    |            |                        | 128,819    |            |
| 7. その他        |          |                        | 294        |            |                        | 54         |            |
| 流動資産計         |          |                        | 7,750,286  | 89.1       |                        | 7,313,456  | 81.9       |
| 固定資産          |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 1. 有形固定資産     |          |                        | 155,808    |            |                        | 117,801    |            |
| (1) 建物        | 2        | 78,985                 |            |            | 67,878                 |            |            |
| (2) 器具備品      | 2        | 75,925                 |            |            | 49,026                 |            |            |
| (3) その他       |          | 897                    |            |            | 897                    |            |            |
| 2. 無形固定資産     |          |                        | 101,154    |            |                        | 104,006    |            |
| (1) 電話加入権     |          | 2,862                  |            |            | 2,862                  |            |            |
| (2) ソフトウェア    |          | 97,865                 |            |            | 99,689                 |            |            |
| (3) ソフトウェア仮勘定 |          | 426                    |            |            | 1,454                  |            |            |
| 3. 投資その他の資産   |          |                        | 687,752    |            |                        | 1,389,889  |            |
| (1) 投資有価証券    |          | 62,300                 |            |            | 720,221                |            |            |
| (2) 関係会社株式    |          | 319,502                |            |            | 319,502                |            |            |
| (3) 長期差入保証金   | 1        | 164,953                |            |            | 158,597                |            |            |
| (4) 繰延税金資産    |          | 138,998                |            |            | 190,156                |            |            |
| (5) その他       |          | 1,998                  |            |            | 1,411                  |            |            |
| 固定資産計         |          |                        | 944,714    | 10.9       |                        | 1,611,698  | 18.1       |
| 資産合計          |          |                        | 8,695,001  | 100.0      |                        | 8,925,154  | 100.0      |

|              |          | 第30期<br>(平成22年3月31日現在) |            |            | 第31期<br>(平成23年3月31日現在) |            |            |
|--------------|----------|------------------------|------------|------------|------------------------|------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円)             | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) | 内訳<br>(千円)             | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) |
| (負債の部)       |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 流動負債         |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 1. 預り金       |          |                        | 20         |            |                        | 284        |            |
| 2. 未払金       |          |                        | 447,618    |            |                        | 525,021    |            |
| (1) 未払収益分配金  |          | 847                    |            |            | 789                    |            |            |
| (2) 未払償還金    |          | 14,964                 |            |            | 9,304                  |            |            |
| (3) 未払手数料    |          | 383,377                |            |            | 283,852                |            |            |
| (4) その他未払金   | 1        | 48,428                 |            |            | 231,075                |            |            |
| 3. 未払費用      |          |                        | 773,621    |            |                        | 498,064    |            |
| 4. 未払法人税等    |          |                        | 6,079      |            |                        | 55,292     |            |
| 5. 未払消費税等    |          |                        | 277        |            |                        | 59,362     |            |
| 6. 賞与引当金     |          |                        | 217,219    |            |                        | 199,021    |            |
| 7. 役員賞与引当金   |          |                        | 34,500     |            |                        | 2,700      |            |
| 流動負債計        |          |                        | 1,479,336  | 17.0       |                        | 1,339,746  | 15.0       |
| 固定負債         |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 1. 退職給付引当金   |          |                        | 315,385    |            |                        | 367,274    |            |
| 2. 役員退職慰労引当金 |          |                        | 5,229      |            |                        | 14,250     |            |
| 固定負債計        |          |                        | 320,614    | 3.7        |                        | 381,524    | 4.3        |
| 負債合計         |          |                        | 1,799,951  | 20.7       |                        | 1,721,270  | 19.3       |

|              |          | 第30期<br>（平成22年3月31日現在） |            |            | 第31期<br>（平成23年3月31日現在） |            |            |
|--------------|----------|------------------------|------------|------------|------------------------|------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 内訳<br>（千円）             | 金額<br>（千円） | 構成比<br>（％） | 内訳<br>（千円）             | 金額<br>（千円） | 構成比<br>（％） |
| （純資産の部）      |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 株主資本         |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 1．資本金        |          |                        | 1,100,000  | 12.6       |                        | 1,100,000  | 12.3       |
| 2．資本剰余金      |          |                        |            |            |                        |            |            |
| （1）資本準備金     |          | 277,667                |            |            | 277,667                |            |            |
| 資本剰余金合計      |          |                        | 277,667    | 3.2        |                        | 277,667    | 3.1        |
| 3．利益剰余金      |          |                        |            |            |                        |            |            |
| （1）利益準備金     |          | 175,000                |            |            | 175,000                |            |            |
| （2）その他利益剰余金  |          |                        |            |            |                        |            |            |
| 別途積立金        |          | 3,137,790              |            |            | 3,137,790              |            |            |
| 繰越利益剰余金      |          | 2,204,592              |            |            | 2,553,447              |            |            |
| 利益剰余金合計      |          |                        | 5,517,382  | 63.5       |                        | 5,866,237  | 65.7       |
| 株主資本合計       |          |                        | 6,895,050  | 79.3       |                        | 7,243,905  | 81.1       |
| 評価・換算差額等     |          |                        |            |            |                        |            |            |
| その他有価証券評価差額金 |          |                        | -          | 0.0        |                        | 40,021     | 0.4        |
| 評価・換算差額等合計   |          |                        | -          | 0.0        |                        | 40,021     | 0.4        |
| 純資産合計        |          |                        | 6,895,050  | 79.3       |                        | 7,203,883  | 80.7       |
| 負債純資産合計      |          |                        | 8,695,001  | 100.0      |                        | 8,925,154  | 100.0      |

## （２）【損益計算書】

|                    |          | 第30期<br>(自 平成21年 4 月 1 日<br>至 平成22年 3 月31日) |              |              | 第31期<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日) |              |              |
|--------------------|----------|---------------------------------------------|--------------|--------------|---------------------------------------------|--------------|--------------|
| 区分                 | 注記<br>番号 | 内訳<br>( 千円 )                                | 金額<br>( 千円 ) | 百分比<br>( % ) | 内訳<br>( 千円 )                                | 金額<br>( 千円 ) | 百分比<br>( % ) |
| 営業収益               |          |                                             |              |              |                                             |              |              |
| １．委託者報酬            |          |                                             | 4,007,860    |              |                                             | 5,718,504    |              |
| ２．運用受託報酬           |          |                                             | 1,879,487    |              |                                             | 3,193,133    |              |
| ３．投資助言報酬           |          |                                             | 3,000        |              |                                             | 1,000        |              |
| ４．その他営業収益          |          |                                             | 5,000        |              |                                             | -            |              |
| 営業収益計              |          |                                             | 5,895,348    | 100.0        |                                             | 8,912,637    | 100.0        |
| 営業費用               |          |                                             |              |              |                                             |              |              |
| １．支払手数料            |          |                                             | 1,598,776    |              |                                             | 2,568,280    |              |
| ２．広告宣伝費            |          |                                             | 49,508       |              |                                             | 42,895       |              |
| ３．公告費              |          |                                             | 1,860        |              |                                             | -            |              |
| ４．調査費              |          |                                             | 1,539,888    |              |                                             | 2,760,595    |              |
| (１) 調査費            |          | 21,584                                      |              |              | 27,093                                      |              |              |
| (２) 委託調査費          |          | 1,104,265                                   |              |              | 2,299,896                                   |              |              |
| (３) 情報機器関連費        |          | 411,652                                     |              |              | 431,197                                     |              |              |
| (４) 図書費            |          | 2,386                                       |              |              | 2,407                                       |              |              |
| ５．委託計算費            |          |                                             | 240,183      |              |                                             | 169,489      |              |
| ６．営業雑経費            |          |                                             | 134,848      |              |                                             | 154,850      |              |
| (１) 通信費            |          | 11,250                                      |              |              | 11,498                                      |              |              |
| (２) 印刷費            |          | 76,214                                      |              |              | 94,041                                      |              |              |
| (３) 協会費            |          | 6,951                                       |              |              | 8,776                                       |              |              |
| (４) 諸会費            |          | 2,620                                       |              |              | 2,669                                       |              |              |
| (５) 紹介手数料          |          | 37,811                                      |              |              | 37,864                                      |              |              |
| 営業費用計              |          |                                             | 3,565,065    | 60.5         |                                             | 5,696,112    | 63.9         |
| 一般管理費              |          |                                             |              |              |                                             |              |              |
| １．給料               |          |                                             | 1,634,555    |              |                                             | 1,606,305    |              |
| (１) 役員報酬           |          | 56,704                                      |              |              | 64,551                                      |              |              |
| (２) 給料・手当          |          | 1,498,266                                   |              |              | 1,460,271                                   |              |              |
| (３) 賞与             |          | 79,585                                      |              |              | 81,482                                      |              |              |
| ２．法定福利費            |          |                                             | 194,388      |              |                                             | 199,359      |              |
| ３．退職金              |          |                                             | 18,593       |              |                                             | 1,911        |              |
| ４．福利厚生費            |          |                                             | 3,720        |              |                                             | 4,367        |              |
| ５．交際費              |          |                                             | 2,204        |              |                                             | 2,582        |              |
| ６．旅費交通費            |          |                                             | 23,958       |              |                                             | 32,843       |              |
| ７．事務委託費            |          |                                             | 77,378       |              |                                             | 93,175       |              |
| ８．租税公課             |          |                                             | 15,926       |              |                                             | 20,151       |              |
| ９．不動産賃借料           |          |                                             | 173,814      |              |                                             | 173,594      |              |
| １０．退職給付費用          |          |                                             | 81,404       |              |                                             | 78,986       |              |
| １１．役員退職慰労金         |          |                                             | -            |              |                                             | 354          |              |
| １２．役員退職慰労引当金<br>繰入 |          |                                             | 4,166        |              |                                             | 11,500       |              |
| １３．賞与引当金繰入         |          |                                             | 217,219      |              |                                             | 199,021      |              |
| １４．役員賞与引当金繰入       |          |                                             | 34,500       |              |                                             | 2,700        |              |

|                                 |          | 第30期<br>(自 平成21年 4 月 1 日<br>至 平成22年 3 月31日) |              |              | 第31期<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日) |              |              |
|---------------------------------|----------|---------------------------------------------|--------------|--------------|---------------------------------------------|--------------|--------------|
| 区分                              | 注記<br>番号 | 内訳<br>( 千円 )                                | 金額<br>( 千円 ) | 百分比<br>( % ) | 内訳<br>( 千円 )                                | 金額<br>( 千円 ) | 百分比<br>( % ) |
| 15．固定資産減価償却費                    |          |                                             | 81,588       |              |                                             | 74,634       |              |
| 16．諸経費                          |          |                                             | 98,412       |              |                                             | 108,901      |              |
| 一般管理費計                          |          |                                             | 2,661,833    | 45.2         |                                             | 2,610,390    | 29.3         |
| 営業利益または営業損失<br>( )              |          |                                             | 331,549      | 5.6          |                                             | 606,135      | 6.8          |
| 営業外収益                           |          |                                             |              |              |                                             |              |              |
| 1．受取配当金                         |          |                                             | 710          |              |                                             | 820          |              |
| 2．受取利息                          |          |                                             | 6,138        |              |                                             | 1,564        |              |
| 3．時効成立分配金・償還<br>金               |          |                                             | 378          |              |                                             | 5,230        |              |
| 4．還付加算金                         |          |                                             | 11,879       |              |                                             | -            |              |
| 5．その他                           |          |                                             | 23           |              |                                             | 989          |              |
| 営業外収益計                          |          |                                             | 19,129       | 0.3          |                                             | 8,604        | 0.1          |
| 営業外費用                           |          |                                             |              |              |                                             |              |              |
| 1．為替差損                          |          |                                             | 6,061        |              |                                             | 1,741        |              |
| 2．事務過誤損失                        |          |                                             | 4,839        |              |                                             | 3,529        |              |
| 3．時効成立後支払分配金<br>・償還金            |          |                                             | 1,621        |              |                                             | -            |              |
| 4．その他                           |          |                                             | 122          |              |                                             | 393          |              |
| 営業外費用計                          |          |                                             | 12,645       | 0.2          |                                             | 5,664        | 0.1          |
| 経常利益または経常損失 ( )                 |          |                                             | 325,065      | 5.5          |                                             | 609,075      | 6.8          |
| 特別利益                            |          |                                             |              |              |                                             |              |              |
| 1．固定資産売却益                       | 1        |                                             | 56           |              |                                             | 6            |              |
| 2．投資有価証券売却益                     |          |                                             | -            |              |                                             | 250          |              |
| 特別利益計                           |          |                                             | 56           | 0.0          |                                             | 256          | 0.0          |
| 特別損失                            |          |                                             |              |              |                                             |              |              |
| 1．固定資産除却損                       | 2        |                                             | 11,077       |              |                                             | 2,559        |              |
| 2．投資有価証券売却損                     |          |                                             | 28           |              |                                             | 681          |              |
| 3．資産除去債務会計基準<br>の適用に伴う影響額       |          |                                             | -            |              |                                             | 5,018        |              |
| 特別損失計                           |          |                                             | 11,105       | 0.2          |                                             | 8,258        | 0.1          |
| 税引前当期純利益ま<br>たは税引前当期純損<br>失 ( ) |          |                                             | 336,115      | 5.7          |                                             | 601,073      | 6.7          |
| 法人税、住民税及び<br>事業税                |          |                                             | 81,848       |              |                                             | 232,710      |              |
| 法人税等調整額                         |          |                                             | 42,043       |              |                                             | 19,507       |              |
| 当期純利益または当<br>期純損失 ( )           |          |                                             | 212,222      | 3.6          |                                             | 348,855      | 3.9          |

## （３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

| 株主資本         |                        | 第30期事業年度<br>自 平成21年 4 月 1 日<br>至 平成22年 3 月31日 | 第31期事業年度<br>自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日 |
|--------------|------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 資本金          | 前事業年度末残高               | 1,100,000                                     | 1,100,000                                     |
|              | 当事業年度変動額               | -                                             | -                                             |
|              | 当事業年度末残高               | 1,100,000                                     | 1,100,000                                     |
| 資本剰余金        |                        |                                               |                                               |
| 資本準備金        | 前事業年度末残高               | 277,667                                       | 277,667                                       |
|              | 当事業年度変動額               | -                                             | -                                             |
|              | 当事業年度末残高               | 277,667                                       | 277,667                                       |
| 利益剰余金        |                        |                                               |                                               |
| 利益準備金        | 前事業年度末残高               | 175,000                                       | 175,000                                       |
|              | 当事業年度変動額               | -                                             | -                                             |
|              | 当事業年度末残高               | 175,000                                       | 175,000                                       |
| その他利益剰余金     |                        |                                               |                                               |
| 別途積立金        | 前事業年度末残高               | 3,137,790                                     | 3,137,790                                     |
|              | 当事業年度変動額               | -                                             | -                                             |
|              | 当事業年度末残高               | 3,137,790                                     | 3,137,790                                     |
| 繰越利益剰余金      | 前事業年度末残高               | 2,452,537                                     | 2,204,592                                     |
|              | 当事業年度変動額               |                                               |                                               |
|              | 剰余金の配当                 | 35,722                                        | -                                             |
|              | 当期純利益または当期純損失（ ）       | 212,222                                       | 348,855                                       |
|              | 当事業年度変動額合計             | 247,945                                       | 348,855                                       |
| 株主資本合計       | 当事業年度末残高               | 2,204,592                                     | 2,553,447                                     |
|              | 前事業年度末残高               | 7,142,995                                     | 6,895,050                                     |
|              | 当事業年度変動額               |                                               |                                               |
|              | 剰余金の配当                 | 35,722                                        | -                                             |
|              | 当期純利益または当期純損失（ ）       | 212,222                                       | 348,855                                       |
| 純資産合計        | 当事業年度変動額合計             | 247,945                                       | 348,855                                       |
|              | 当事業年度末残高               | 6,895,050                                     | 7,243,905                                     |
| 評価・換算差額等     |                        |                                               |                                               |
| その他有価証券評価差額金 | 前事業年度末残高               | 24                                            | -                                             |
|              | 当事業年度変動額               |                                               |                                               |
|              | 株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額） | 24                                            | 40,021                                        |
|              | 当事業年度変動額合計             | 24                                            | 40,021                                        |
| 純資産合計        | 当事業年度末残高               | -                                             | 40,021                                        |
|              | 前事業年度末残高               | 7,142,971                                     | 6,895,050                                     |
| 純資産合計        |                        |                                               |                                               |
| 純資産合計        | 前事業年度末残高               | 7,142,971                                     | 6,895,050                                     |
|              | 当事業年度変動額               |                                               |                                               |

|                        |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|
| 剰余金の配当                 | 35,722    | -         |
| 当期純利益または当期純損失（ ）       | 212,222   | 348,855   |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額） | 24        | 40,021    |
| 当事業年度変動額合計             | 247,920   | 308,833   |
| 当事業年度末残高               | 6,895,050 | 7,203,883 |

## 重要な会計方針

|                   | 第30期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日)                                                                                                                                                           | 第31期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日)                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式<br/>移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。<br/>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)<br/>時価のないもの<br/>移動平均法による原価法を採用しております。</p> | <p>(1) 子会社株式<br/>同左</p> <p>(2) その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>同左</p> <p>時価のないもの<br/>同左</p> |
| 2．固定資産の減価償却の方法    | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法を採用しております。<br/>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～18年<br/>器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>                        | <p>(1) 有形固定資産<br/>同左</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>同左</p>                                   |
| 3．引当金の計上基準        | <p>(1) 貸倒引当金<br/>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。<br/>なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。</p>    | <p>(1) 貸倒引当金<br/>同左</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>同左</p>                                     |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|                            | <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金<br/>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金<br/>役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> | <p>(3) 退職給付引当金<br/>同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金<br/>同左</p> <p>(5) 役員賞与引当金<br/>同左</p> |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理<br/>税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用<br/>連結納税制度を適用しております。</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>(1) 消費税等の会計処理<br/>同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用<br/>同左</p>                         |

## 会計処理方法の変更

| 第30期<br>(自 平成21年 4 月 1 日<br>至 平成22年 3 月31日) | 第31期<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日)                                                                                                                         |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| —————                                       | <p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）<br/>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年 3 月 31 日）を適用しております。これによる損益の影響は軽微であります。</p> |

## 表示方法の変更

| 第30期<br>(自 平成21年 4 月 1 日<br>至 平成22年 3 月31日)                                                                                  | 第31期<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>（損益計算書関係）<br/>時効成立後支払分配金・償還金は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の営業外費用のその他に含まれる時効成立後支払分配金・償還金の金額は162千円です。</p> | —————                                       |

## 注記事項

（貸借対照表関係）

| 第30期<br>(平成22年 3 月31日現在) | 第31期<br>(平成23年 3 月31日現在) |
|--------------------------|--------------------------|
|--------------------------|--------------------------|

|                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 関係会社項目<br>関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。<br>流動資産<br>未収入金 85,156千円<br>投資その他の資産<br>長期差入保証金 164,903千円<br>2 有形固定資産の減価償却累計額<br>建物 55,466千円<br>器具備品 179,326千円 | 1 関係会社項目<br>関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。<br>投資その他の資産<br>長期差入保証金 158,547千円<br>流動負債<br>その他未払金 187,782千円<br>2 有形固定資産の減価償却累計額<br>建物 66,573千円<br>器具備品 204,763千円 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （損益計算書関係）

| 第30期<br>(自 平成21年 4 月 1 日<br>至 平成22年 3 月31日)                                                                            | 第31期<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日)                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。<br>器具備品 56千円<br>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。<br>器具備品 175千円<br>ソフトウェア 6,983千円<br>ソフトウェア仮勘定 3,918千円 | 1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。<br>器具備品 6千円<br>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。<br>器具備品 877千円<br>ソフトウェア 1,682千円 |

## （株主資本等変動計算書関係）

第30期事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

## 1．発行済株式に関する事項

|      | 前事業年度末<br>株式数（千株） | 当事業年度増加<br>株式数（千株） | 当事業年度減少<br>株式数（千株） | 当事業年度末<br>株式数（千株） |
|------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式 | 1,082             | -                  | -                  | 1,082             |
| 合計   | 1,082             | -                  | -                  | 1,082             |

## 2．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成21年6月15日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 35,722             | 33                  | 平成21年3月31日 | 平成21年6月16日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

第31期事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

## 1．発行済株式に関する事項

|      | 前事業年度末<br>株式数（千株） | 当事業年度増加<br>株式数（千株） | 当事業年度減少<br>株式数（千株） | 当事業年度末<br>株式数（千株） |
|------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式 | 1,082             | -                  | -                  | 1,082             |
| 合計   | 1,082             | -                  | -                  | 1,082             |

## ２．配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 平成23年6月14日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 174,282        | 161                 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月15日 |

### (金融商品関係)

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

#### (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## １．金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係維持を目的として保有している非上場株式および子会社株式であり、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

|                       | 貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)     | 差額 |
|-----------------------|-----------------|-----------|----|
| (1) 預金                | 5,562,429       | 5,562,429 | -  |
| (2) 未収入金              | 86,135          | 86,135    | -  |
| (3) 未収委託者報酬           | 986,984         | 986,984   | -  |
| (4) 未収運用受託報酬          | 875,927         | 875,927   | -  |
| (5) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 100             | 100       | -  |
| 資産計                   | 7,511,577       | 7,511,577 | -  |

|          |             |             |   |
|----------|-------------|-------------|---|
| (1) 未払金  |             |             |   |
| 未払収益分配金  | (847)       | (847)       | - |
| 未払償還金    | (14,964)    | (14,964)    | - |
| 未払手数料    | (383,377)   | (383,377)   | - |
| その他未払金   | (48,428)    | (48,428)    | - |
| (2) 未払費用 | (773,621)   | (773,621)   | - |
| 負債計      | (1,221,239) | (1,221,239) | - |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 未収入金並びに未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は71,450円であり、売却損の合計額は28,550円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                          | 種類(*)      | 取得原価 | 貸借対照表<br>計上額 | 差額 |
|--------------------------|------------|------|--------------|----|
| 取得価額が貸借対照表<br>計上額を超えないもの | (1) その他の証券 | 100  | 100          | -  |
|                          | 小計         | 100  | 100          | -  |
| 合計                       |            | 100  | 100          | -  |

(\*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

#### 負 債

##### (1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 非上場株式   | 62,200   |
| 子会社株式   | 319,502  |
| 長期差入保証金 | 164,953  |
| 合計      | 546,655  |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|  | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5 年超 |
|--|------|-------------|------|
|  |      |             |      |

|              |           |     |   |
|--------------|-----------|-----|---|
| 預金           | 5,562,429 | -   | - |
| 未収入金         | 86,135    | -   | - |
| 未収委託者報酬      | 986,984   | -   | - |
| 未収運用受託報酬     | 875,927   | -   | - |
| 投資有価証券       |           |     |   |
| 其他有価証券のうち    | -         | 100 | - |
| 満期があるもの(その他) |           |     |   |
| 合計           | 7,511,477 | 100 | - |

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

|              | 貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)       | 差額 |
|--------------|-----------------|-------------|----|
| (1) 預金       | 5,702,490       | 5,702,490   | -  |
| (2) 未収委託者報酬  | 822,206         | 822,206     | -  |
| (3) 未収運用受託報酬 | 593,956         | 593,956     | -  |
| (4) 投資有価証券   |                 |             |    |
| 其他有価証券       | 658,021         | 658,021     | -  |
| 資産計          | 7,776,674       | 7,776,674   | -  |
| (1) 未払金      |                 |             |    |
| 未払収益分配金      | (789)           | (789)       | -  |
| 未払償還金        | (9,304)         | (9,304)     | -  |
| 未払手数料        | (283,852)       | (283,852)   | -  |
| その他未払金       | (231,075)       | (231,075)   | -  |
| (2) 未払費用     | (498,064)       | (498,064)   | -  |
| 負債計          | (1,023,086)     | (1,023,086) | -  |

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                      | 種類(*)      | 取得原価    | 貸借対照表計上額 | 差額     |
|----------------------|------------|---------|----------|--------|
| 取得原価が貸借対照表計上額を超えるもの  | (1) その他の証券 | 100     | 100      | 0      |
|                      | 小計         | 100     | 100      | 0      |
| 取得原価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1) その他の証券 | 725,400 | 657,921  | 67,478 |
|                      | 小計         | 725,400 | 657,921  | 67,478 |
| 合計                   |            | 725,500 | 658,021  | 67,478 |

(\*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 負 債

## (1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分      | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 非上場株式   | 62,200   |
| 子会社株式   | 319,502  |
| 長期差入保証金 | 158,597  |
| 合計      | 540,249  |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

|  | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超 |
|--|------|-------------|-----|
|  |      |             |     |

|                           |           |     |   |
|---------------------------|-----------|-----|---|
| 預金                        | 5,702,490 | -   | - |
| 未収委託者報酬                   | 822,206   | -   | - |
| 未収運用受託報酬                  | 593,956   | -   | - |
| 投資有価証券                    |           |     |   |
| 其他有価証券のうち<br>満期があるもの(その他) | -         | 100 | - |
| 合計                        | 7,118,653 | 100 | - |

## （有価証券関係）

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

## （退職給付関係）

| 第30期<br>(平成22年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第31期<br>(平成23年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要<br/>当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳<br/>(1) 退職給付債務 315,385千円<br/>(2) 退職給付引当金 315,385千円</p> <p>(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用の内訳<br/>勤務費用 69,901千円<br/>確定拠出年金への掛金支払額 11,502千円<br/>退職給付費用 81,404千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎<br/>当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p> | <p>1. 採用している退職給付制度の概要<br/>同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳<br/>(1) 退職給付債務 367,274千円<br/>(2) 退職給付引当金 367,274千円</p> <p>(注) 同左</p> <p>3. 退職給付費用の内訳<br/>勤務費用 66,556千円<br/>確定拠出年金への掛金支払額 12,430千円<br/>退職給付費用 78,986千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎<br/>同左</p> |

## （税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第30期（平成22年3月31日現在）

第31期（平成23年3月31日現在）

繰延税金資産

(単位：千円)

(単位：千円)

(流動)

賞与引当金 88,386

80,981

未払事業税 2,685

13,006

未払社会保険料 11,333

10,769

貯蔵品 2,071

1,919

繰越欠損金 58,703

10,322

|                        |         |         |
|------------------------|---------|---------|
| その他                    | 8,848   | 11,819  |
| 小計                     | 172,028 | 128,819 |
| （固定）                   |         |         |
| 退職給付引当金                | 130,458 | 155,242 |
| 子会社株式評価損               | 1,304   | 1,304   |
| 連結納税加入に伴う有価証券<br>時価評価益 | 111,796 | 111,796 |
| 減価償却超過額否認              | 8,540   | 7,457   |
| その他有価証券評価差額金           | -       | 27,457  |
| その他                    | -       | 2,586   |
| 小計                     | 252,099 | 305,843 |
| 評価性引当額                 | 113,100 | 115,686 |
| 繰延税金資産計                | 311,027 | 318,976 |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第30期（平成22年3月31日現在）

第31期（平成23年3月31日現在）

|                        |         |                                                                             |
|------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 法定実効税率                 | 40.69 % | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人<br>税等の負担率との間の差異が法定実効税<br>率の100分の5以下であるため注記を省略<br>しております。 |
| 交際費等永久に損金に算入<br>されない項目 | 3.15 %  |                                                                             |
| その他                    | 0.68 %  |                                                                             |
| 税効果会計適用後の法人税率<br>の負担率  | 36.86 % |                                                                             |

### （資産除去債務関係）

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

### （セグメント情報等）

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

#### 1. 製品およびサービスに関する情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域に関する情報

##### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益

の記載を省略しております。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## (追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## (関連当事者との取引)

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名   | 所在地   | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事<br>者との関<br>係 | 取引の<br>内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目              | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|-------|---------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|------------------|--------------|-----------------|--------------|
| 親会社 | ㈱T&Dホールディングス | 東京都港区 | 207,111                   | 持株会社              | (被所有)<br>直接 100           | 経営管理<br>役員の<br>兼任 | 賃借契約に係る敷金の差入(*1) | -            | 長期<br>差入<br>保証金 | 164,903      |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### (1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名   | 所在地   | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事<br>者との関<br>係 | 取引の<br>内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目              | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|-------|---------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|------------------|--------------|-----------------|--------------|
| 親会社 | ㈱T&Dホールディングス | 東京都港区 | 207,111                   | 持株会社              | (被所有)<br>直接 100           | 経営管理<br>役員の<br>兼任 | 賃借契約に係る敷金の差入(*1) | -            | 長期<br>差入<br>保証金 | 158,547      |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

## ２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (１) 親会社情報

株式会社 T &amp; D ホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

## ( １株当たり情報 )

| 第30期<br>(自 平成21年 4 月 1 日<br>至 平成22年 3 月31日)          | 第31期<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日)          |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額 6,369.56円                                 | 1 株当たり純資産額 6,654.85円                                 |
| 1 株当たり当期純損失金額 196.04円                                | 1 株当たり当期純利益金額 322.26円                                |
| なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |
| 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎                                 | 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎                                 |
| 当期純損失（千円） 212,222                                    | 当期純利益（千円） 348,855                                    |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） -                                   | 普通株主に帰属しない金額（千円） -                                   |
| 普通株式に係る当期純損失（千円） 212,222                             | 普通株式に係る当期純利益（千円） 348,855                             |
| 期中平均株式数（千株） 1,082                                    | 期中平均株式数（千株） 1,082                                    |

## ( 重要な後発事象 )

| 第30期<br>(自 平成21年 4 月 1 日<br>至 平成22年 3 月31日) | 第31期<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日) |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 該当事項はありません。                                 | 同左                                          |

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

|               |          | 第32期中間会計期間末<br>(平成23年 9月30日) |            |
|---------------|----------|------------------------------|------------|
| 区分            | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円)                   | 金額<br>(千円) |
| (資産の部)        |          |                              |            |
| 流動資産          |          |                              |            |
| 1. 預金         |          |                              | 5,066,576  |
| 2. 前払費用       |          |                              | 88,442     |
| 3. 未収入金       |          |                              | 54,157     |
| 4. 未収委託者報酬    |          |                              | 820,018    |
| 5. 未収運用受託報酬   |          |                              | 517,536    |
| 6. 繰延税金資産     |          |                              | 79,369     |
| 7. その他        |          |                              | 57         |
| 流動資産計         |          |                              | 6,626,158  |
| 固定資産          |          |                              |            |
| 1. 有形固定資産     | 1        |                              | 107,015    |
| (1) 建物        |          | 63,116                       |            |
| (2) 器具備品      |          | 43,001                       |            |
| (3) その他       |          | 897                          |            |
| 2. 無形固定資産     |          |                              | 91,238     |
| (1) 電話加入権     |          | 2,862                        |            |
| (2) ソフトウェア    |          | 85,731                       |            |
| (3) ソフトウェア仮勘定 |          | 2,643                        |            |
| 3. 投資その他の資産   |          |                              | 1,417,008  |
| (1) 投資有価証券    |          | 756,518                      |            |
| (2) 関係会社株式    |          | 318,844                      |            |
| (3) 長期差入保証金   |          | 144,453                      |            |
| (4) 繰延税金資産    |          | 196,823                      |            |
| (5) その他       |          | 369                          |            |
| 固定資産計         |          |                              | 1,615,262  |
| 資産合計          |          |                              | 8,241,420  |

|             |          | 第32期中間会計期間末<br>(平成23年 9月30日) |            |
|-------------|----------|------------------------------|------------|
| 区分          | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円)                   | 金額<br>(千円) |
| (負債の部)      |          |                              |            |
| 流動負債        |          |                              |            |
| 1. 預り金      |          |                              | 19,563     |
| 2. 未払金      |          |                              | 334,883    |
| (1) 未払収益分配金 |          | 789                          |            |
| (2) 未払償還金   |          | 5,658                        |            |
| (3) 未払手数料   |          | 287,225                      |            |
| (4) その他未払金  |          | 41,209                       |            |
| 3. 未払費用     |          |                              | 389,003    |
| 4. 未払法人税等   |          |                              | 5,939      |

|                 |   |           |           |
|-----------------|---|-----------|-----------|
| 5. 未払消費税等       | 2 |           | 6,715     |
| 6. 賞与引当金        |   |           | 88,273    |
| 7. 役員賞与引当金      |   |           | 1,000     |
| 流動負債計           |   |           | 845,379   |
| 固定負債            |   |           |           |
| 1. 退職給付引当金      |   |           | 368,649   |
| 2. 役員退職慰労引当金    |   |           | 7,725     |
| 固定負債計           |   |           | 376,374   |
| 負債合計            |   |           | 1,221,754 |
| (純資産の部)         |   |           |           |
| 株主資本            |   |           |           |
| 1. 資本金          |   |           | 1,100,000 |
| 2. 資本剰余金        |   |           | 277,667   |
| (1) 資本準備金       |   | 277,667   |           |
| 3. 利益剰余金        |   |           | 5,695,491 |
| (1) 利益準備金       |   | 175,000   |           |
| (2) その他利益剰余金    |   |           |           |
| 別途積立金           |   | 3,137,790 |           |
| 繰越利益剰余金         |   | 2,382,700 |           |
| 株主資本合計          |   |           | 7,073,159 |
| 評価・換算差額等        |   |           |           |
| 1. その他有価証券評価差額金 |   |           | 53,493    |
| 評価・換算差額等合計      |   |           | 53,493    |
| 純資産合計           |   |           | 7,019,665 |
| 負債純資産合計         |   |           | 8,241,420 |

## ( 2 ) 中間損益計算書

|             |          | 第32期中間会計期間<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成23年 9 月30日) |            |
|-------------|----------|---------------------------------------------------|------------|
| 区分          | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円)                                        | 金額<br>(千円) |
| 営業収益        |          |                                                   |            |
| 1. 委託者報酬    |          |                                                   | 2,142,517  |
| 2. 運用受託報酬   |          |                                                   | 1,025,279  |
| 営業収益計       |          |                                                   | 3,167,796  |
| 営業費用        |          |                                                   |            |
| 1. 支払手数料    |          |                                                   | 888,420    |
| 2. 広告宣伝費    |          |                                                   | 38,395     |
| 3. 調査費      |          |                                                   | 864,626    |
| (1) 調査費     |          | 11,767                                            |            |
| (2) 委託調査費   |          | 639,448                                           |            |
| (3) 情報機器関連費 |          | 212,406                                           |            |
| (4) 図書費     |          | 1,003                                             |            |
| 4. 委託計算費    |          |                                                   | 81,111     |
| 5. 営業雑経費    |          |                                                   | 61,966     |
| (1) 通信費     |          | 5,471                                             |            |

|                 |   |         |           |
|-----------------|---|---------|-----------|
| (2) 印刷費         |   | 35,686  |           |
| (3) 協会費         |   | 6,099   |           |
| (4) 諸会費         |   | 1,616   |           |
| (5) 紹介手数料       |   | 13,093  |           |
| 営業費用計           |   |         | 1,934,520 |
| 一般管理費           |   |         |           |
| 1. 給料           |   |         | 765,292   |
| (1) 役員報酬        |   | 32,706  |           |
| (2) 給料・手当       |   | 716,054 |           |
| (3) 賞与          |   | 16,531  |           |
| 2. 法定福利費        |   |         | 93,309    |
| 3. 退職金          |   |         | 8,767     |
| 4. 福利厚生費        |   |         | 2,433     |
| 5. 交際費          |   |         | 1,115     |
| 6. 旅費交通費        |   |         | 14,471    |
| 7. 事務委託費        |   |         | 41,608    |
| 8. 租税公課         |   |         | 8,268     |
| 9. 不動産賃借料       |   |         | 83,290    |
| 10. 退職給付費用      |   |         | 38,727    |
| 11. 役員退職慰労引当金繰入 |   |         | 2,475     |
| 12. 賞与引当金繰入     |   |         | 88,273    |
| 13. 役員賞与引当金繰入   |   |         | 1,000     |
| 14. 固定資産減価償却費   | 1 |         | 30,859    |
| 15. 諸経費         |   |         | 45,548    |
| 一般管理費計          |   |         | 1,225,442 |
| 営業利益            |   |         | 7,834     |

|              |          | 第32期中間会計期間<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成23年 9 月30日) |            |
|--------------|----------|---------------------------------------------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円)                                        | 金額<br>(千円) |
| 営業外収益        |          |                                                   |            |
| 1. 受取配当金     |          |                                                   | 738        |
| 2. 受取利息      |          |                                                   | 468        |
| 3. 時効成立償還金   |          |                                                   | 3,608      |
| 4. その他       |          |                                                   | 6          |
| 営業外収益計       |          |                                                   | 4,821      |
| 営業外費用        |          |                                                   |            |
| 1. 為替差損      |          |                                                   | 550        |
| 2. その他       |          |                                                   | 2,272      |
| 営業外費用計       |          |                                                   | 2,823      |
| 経常利益         |          |                                                   | 9,832      |
| 特別利益         |          |                                                   |            |
| 1. 投資有価証券売却益 |          |                                                   | 9,482      |
| 特別利益計        |          |                                                   | 9,482      |
| 特別損失         |          |                                                   |            |
| 1. 固定資産除却損   | 2        |                                                   | 2,664      |

|              |  |  |        |
|--------------|--|--|--------|
| ２．投資有価証券売却損  |  |  | 11,265 |
| ３．子会社株式評価損   |  |  | 657    |
| 特別損失計        |  |  | 14,587 |
| 税引前中間純利益     |  |  | 4,726  |
| 法人税、住民税及び事業税 |  |  | 50,835 |
| 法人税等調整額      |  |  | 52,025 |
| 中間純利益        |  |  | 3,535  |

### （３）中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

| 株主資本         |                | 金額<br>(千円) |
|--------------|----------------|------------|
| 資本金          | 当事業年度期首残高      | 1,100,000  |
|              | 当中間会計期間変動額     | -          |
|              | 当中間会計期間末残高     | 1,100,000  |
| 資本剰余金        |                |            |
| 資本準備金        | 当事業年度期首残高      | 277,667    |
|              | 当中間会計期間変動額     | -          |
|              | 当中間会計期間末残高     | 277,667    |
| 資本剰余金合計      | 当事業年度期首残高      | 277,667    |
|              | 当中間会計期間変動額     | -          |
|              | 当中間会計期間末残高     | 277,667    |
| 利益剰余金        |                |            |
| 利益準備金        | 当事業年度期首残高      | 175,000    |
|              | 当中間会計期間変動額     | -          |
|              | 当中間会計期間末残高     | 175,000    |
| その他利益剰余金     |                |            |
| 別途積立金        | 当事業年度期首残高      | 3,137,790  |
|              | 当中間会計期間変動額     | -          |
|              | 当中間会計期間末残高     | 3,137,790  |
| 繰越利益剰余金      | 当事業年度期首残高      | 2,553,447  |
|              | 当中間会計期間変動額     |            |
|              | 剰余金の配当         | 174,282    |
|              | 中間純利益          | 3,535      |
|              | 当中間会計期間変動額合計   | 170,746    |
| 利益剰余金合計      | 当中間会計期間末残高     | 2,382,700  |
|              | 当事業年度期首残高      | 5,866,237  |
|              | 当中間会計期間変動額     | 170,746    |
| 株主資本合計       | 当中間会計期間末残高     | 5,695,491  |
|              | 当事業年度期首残高      | 7,243,905  |
|              | 当中間会計期間変動額     | 170,746    |
| 当中間会計期間末残高   |                | 7,073,159  |
|              |                |            |
| 評価・換算差額等     |                |            |
| その他有価証券評価差額金 | 当事業年度期首残高      | 40,021     |
|              | 当中間会計期間変動額（純額） | 13,471     |

|       |            |            |           |
|-------|------------|------------|-----------|
|       |            | 当中間会計期間末残高 | 53,493    |
|       | 評価・換算差額等合計 | 当事業年度期首残高  | 40,021    |
|       |            | 当中間会計期間変動額 | 13,471    |
|       |            | 当中間会計期間末残高 | 53,493    |
| 純資産合計 |            | 当事業年度期首残高  | 7,203,883 |
|       |            | 当中間会計期間変動額 | 184,218   |
|       |            | 当中間会計期間末残高 | 7,019,665 |

## 重要な会計方針

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |       |      |       |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|------|-------|
|                              | 第32期中間会計期間<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |       |      |       |
| 1. 資産の評価基準及び評価方法             | <p>(1) 有価証券<br/>子会社株式<br/>移動平均法による原価法を採用しております。<br/>         其他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。<br/>         (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)<br/>         時価のないもの<br/>移動平均法による原価法を採用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |       |      |       |
| 2. 固定資産の減価償却の方法              | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法を採用しております。<br/>         なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>8～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～15年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産<br/>         自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 建物 | 8～18年 | 器具備品 | 3～15年 |
| 建物                           | 8～18年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |       |      |       |
| 器具備品                         | 3～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |       |      |       |
| 3. 引当金の計上基準                  | <p>(1) 貸倒引当金<br/>         債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。<br/>         なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>         従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>         従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金<br/>         役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金<br/>         役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> |    |       |      |       |
| 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理<br/>         税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用<br/>         連結納税制度を適用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |       |      |       |

## 会計方針の変更

該当事項はありません。

（追加情報）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当中間会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

| 第32期中間会計期間末<br>（平成23年9月30日現在）                  |           |
|------------------------------------------------|-----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。                    |           |
| 建物                                             | 71,334千円  |
| 器具備品                                           | 216,586千円 |
| 2 消費税等の取扱い                                     |           |
| 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。 |           |

（中間損益計算書関係）

| 第32期中間会計期間<br>（自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日） |          |
|---------------------------------------------|----------|
| 1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。                   |          |
| 有形固定資産                                      | 16,583千円 |
| 無形固定資産                                      | 14,275千円 |
| 2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。                     |          |
| ソフトウェア                                      | 2,664千円  |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（千株） | 当中間会計期間増加<br>株式数（千株） | 当中間会計期間減少<br>株式数（千株） | 当中間会計期間末<br>株式数（千株） |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式  | 1,082              | -                    | -                    | 1,082               |
| 合計    | 1,082              | -                    | -                    | 1,082               |

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月14日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 174,282        | 161             | 平成23年3月31日 | 平成23年6月15日 |

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

|                      | 中間貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)     | 差額 |
|----------------------|-------------------|-----------|----|
| (1) 預金               | 5,066,576         | 5,066,576 | -  |
| (2) 未収委託者報酬          | 820,018           | 820,018   | -  |
| (3) 未収運用受託報酬         | 517,536           | 517,536   | -  |
| (4) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 694,318           | 694,318   | -  |
| 資産計                  | 7,098,449         | 7,098,449 | -  |
| (1) 未払金<br>未払収益分配金   | (789)             | (789)     | -  |
| 未払償還金                | (5,658)           | (5,658)   | -  |
| 未払手数料                | (287,225)         | (287,225) | -  |
| 其他未払金                | (41,209)          | (41,209)  | -  |
| (2) 未払費用             | (389,003)         | (389,003) | -  |
| 負債計                  | (723,887)         | (723,887) | -  |

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

其他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                            | 種類         | 中間貸借対照表<br>計上額 | 取得原価    | 差額     |
|----------------------------|------------|----------------|---------|--------|
| 中間貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えるもの  | (1) その他の証券 | 52,364         | 49,398  | 2,965  |
|                            | 小計         | 52,364         | 49,398  | 2,965  |
| 中間貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えないもの | (1) その他の証券 | 641,954        | 735,112 | 93,158 |
|                            | 小計         | 641,954        | 735,112 | 93,158 |
| 合計                         |            | 694,318        | 784,511 | 90,192 |

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分      | 中間貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| 非上場株式   | 62,200     |
| 子会社株式   | 318,844    |
| 長期差入保証金 | 144,453    |
| 合計      | 525,497    |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（金融商品関係）に記載しているため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

#### 1. 製品およびサービスに関する情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域に関する情報

##### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（1株当たり情報）

| 第32期中間会計期間<br>（自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日） |           |
|---------------------------------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額                                   | 6,484円67銭 |
| 1株当たり中間純利益金額                                | 3円26銭     |

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

|                  |       |
|------------------|-------|
| 中間純利益（千円）        | 3,535 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | -     |
| 普通株式に係る中間純利益（千円） | 3,535 |
| 期中平均株式数（千株）      | 1,082 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

### 出資の状況

委託会社は有価証券届出書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）  
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）  
T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）  
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

### 訴訟事件その他の重要事項

有価証券届出書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### （1）受託会社

野村信託銀行株式会社

- ・資本金の額 30,000百万円（平成23年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### （2）販売会社

| 名 称                   | 資本金の額<br>（単位：百万円）<br>（平成23年9月末日現在） | 事業の内容                         |
|-----------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 岡三証券株式会社              | 5,000                              | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 香川証券株式会社              | 555                                |                               |
| コスモ証券株式会社             | 13,500                             |                               |
| 立花証券株式会社              | 6,695                              |                               |
| 東武証券株式会社              | 420                                |                               |
| 新潟証券株式会社              | 600                                |                               |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | （ 1 ） 40,500                       |                               |
| 豊証券株式会社               | 2,540                              |                               |
| S M B C 日興証券株式会社      | 10,000                             |                               |
| フィデリティ証券株式会社          | 5,207                              |                               |
| ばんせい証券株式会社            | 1,558                              |                               |
| カブドットコム証券株式会社         | 7,196                              |                               |
| 楽天証券株式会社              | 7,495                              |                               |
| 株式会社S B I証券           | 47,937                             |                               |
| 中銀証券株式会社              | 2,000                              |                               |
| 野村證券株式会社              | 10,000                             |                               |
| 株式会社大正銀行              | 2,689                              | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。            |
| 株式会社静岡中央銀行            | 2,000                              |                               |
| 楽天銀行株式会社              | 25,954                             |                               |
| 大同生命保険株式会社            | 110,000                            | 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。         |

（ 1 ）平成23年11月24日現在

#### （3）投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

- ・資本金の額 1,695千米ドル（平成23年11月17日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- 信託財産の保管・管理・計算
- 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a . 受益権の募集・販売の取扱い
- b . 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c . 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d . 目論見書、運用報告書の交付等

「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

ファンドの運用に係る助言及び情報提供

### 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成23年9月末日現在、該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当特定期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

|             |         |
|-------------|---------|
| 平成23年 7月22日 | 臨時報告書   |
| 平成23年10月14日 | 有価証券報告書 |
| 平成23年10月14日 | 有価証券届出書 |
| 平成23年10月24日 | 臨時報告書   |

## 独立監査人の監査報告書

平成24年3月16日

T & D アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

|          |       |       |
|----------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 英 公一  |
| 業務執行社員   |       |       |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 小澤 裕治 |
| 業務執行社員   |       |       |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）の平成23年7月16日から平成24年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに付属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）の平成24年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月3日

T &amp; Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月2日

T & D アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 英 公一  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小澤 裕治 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行なった。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

T &amp; D アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。